

第二部

後期基本計画



- 第1章 緑豊かなうるおいある生活環境づくり
- 第2章 魅力と活力ある産業づくり
- 第3章 個性と創造性あふれる心豊かな人づくり
- 第4章 健康に満ち、人にやさしい福祉づくり
- 第5章 協働・共創のまちづくり

第1章 緑豊かなうるおいある生活環境づくり

- 第1節 土地利用計画の推進
- 第2節 快適環境づくり
- 第3節 市街地の整備
- 第4節 公園・緑地の整備
- 第5節 道路の整備
- 第6節 消防・防災対策の推進
- 第7節 交通安全・生活安全対策の推進
- 第8節 上下水道の整備
- 第9節 河川・水辺環境の整備
- 第10節 住宅対策の推進



第1節 土地利用計画の推進

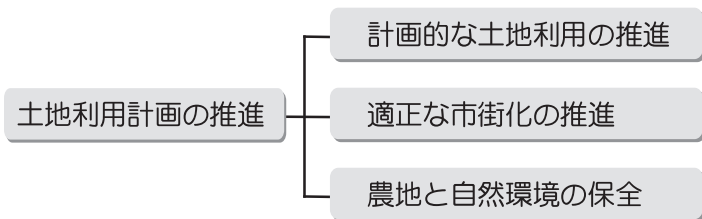
現状と課題

- 総合計画土地利用構想や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画に基づき、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、合理的・計画的そして秩序ある土地利用を促進してきました。
- 国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置や土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ってきました。
- 本町においては、都市計画法に基づく市街化区域（136ha）と市街化調整区域（5,774ha）を定め、秩序ある土地利用の推進に努めてきました。
- 市街化区域については、土地区画整理事業により、良好な市街地の整備に努めていますが、今後は、公共下水道を含む事業の早期完成と居住人口の定着化を図る必要があります。また、新たな工業系用地の検討を図る必要があります。
- 市街化調整区域については、農業振興地域として引き続き、優良農地の確保、生産基盤の整備、農地の有効利用を推進していく必要があります。また、平地林や鬼怒川の河川敷など、貴重な自然環境を次世代に引き継ぐため、保護・保全に留意しながら有効利用を進めていくことが求められています。

基本方針

公共の福祉を最優先させ、自然環境の保全を図りつつ、町の地理的・社会的・経済的・文化的条件を十分に配慮し、合理的・計画的な土地利用を推進します。

施策の体系



主要施策

1. 計画的な土地利用の推進

- 土地利用関係法などの適切な運用を図るとともに、国土利用計画(町計画)や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画に基づき、計画的・合理的な土地利用を促進します。
- 土地の現況を明らかにし、土地をより高度かつ合理的に利用するための基礎資料の整備に努めます。
- 地方道路計画に基づき、計画的・総合的な道路体系の整備をより一層進め、各施設等へのアクセス向上に努めます。

2. 適正な市街化の推進

- 土地区画整理事業による面的整備をはじめ、都市基盤の整備を積極的に推進し、良好な市街地の形成を図ります。
- 都市計画道路沿線の近隣商業地に、町民の日常的な暮らしを支える身近な商業・サービス業務施設の集積を誘導し、魅力ある商業拠点の形成を図ります。
- 工業施設の立地促進及び周辺環境の整備に努め、適正な工業地域整備の推進を図ります。
- 西山工業団地周辺における工業専用地域の計画的な拡充を図ります。
- 一級町道8号線、一級町道12号線沿線の工業施設等が集積立地している菅谷・若地区において、工業系土地利用を進めるとともに新たな商工業拠点の形成を図るため、地区計画制度*1を活用した土地利用を推進します。

3. 農地と自然環境の保全

- 優良農地の確保に努めるとともに、農地の流動化や遊休農地の有効活用を推進し、生産性の高い農業の確立を図ります。
- 森林の持っている多面的かつ公益的な機能を高度に発展させるため、森林整備計画に基づき、健全な森林整備の維持増進と有効活用を図ります。
- 鬼怒川河川敷や山川等、水辺空間の保全・活用に努めます。

*1 地区計画制度：市街化調整区域における一定の都市的土地利用を誘導・許容する区域で、町の計画に位置づけられている区域に活用できる制度。

第2節 快適環境づくり

現状と課題

- 本町のごみ処理については、下妻地方広域事務組合における、ごみ処理施設「クリーンポート・きぬ」や最終処分場「クリーンパーク・きぬ」により、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの分別収集を推進しています。
- ごみ分別の不徹底、野焼き、不法投棄などが見られることから、引き続き、住民主導によるごみの分別、パトロールの強化、地権者などと協力した撤去、防止対策が必要となっています。
- 「八千代町役場地球温暖化*1 対策実行計画」に基づき、温室効果ガス*2 排出量削減のための取り組みを推進してきましたが、新庁舎への移転に伴い、平成18年度を基準年とした実行計画書の改定が必要となっています。
- 大規模地震や水害等で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うため、災害廃棄物処理計画の策定等については、広域的な対応を検討する必要があります。

基本方針

広域的な連携による、ごみの減量化、リサイクルの推進など、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、町民が住んでいて良かったと感じる、自然環境と都市空間が調和する快適環境づくりに努めます。

ごみ処理・火葬等・し尿処理の状況

(単位:t 件 台 kl)

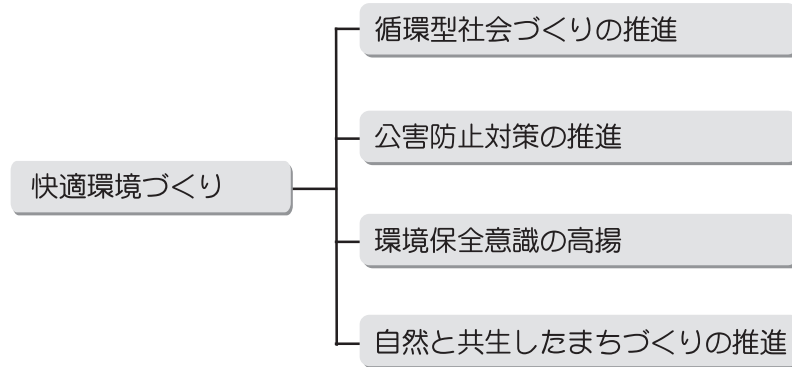
年 度	ごみ処理		火葬等		し尿処理	
	可燃物	不燃物	火葬数	斎場利用	搬入台数	搬入量
平成 13	2,802	319	206	45	4,663	7,753
14	3,147	316	262	86	4,584	7,443
15	3,824	410	296	129	4,734	7,514
16	3,576	376	244	129	4,572	7,116
17	4,195	400	260	69	4,392	6,899

資料：下妻地方広域事務組合

*1 地球温暖化：二酸化炭素などの増加により地球の気温が高まり、自然や生活環境に各種の影響が現れる現象

*2 温室効果ガス：二酸化炭素、メタン・フロンガスなど赤外線を通しにくい性質を持つガス

施策の体系



主要施策

1. 循環型社会づくりの推進

- 生ごみ処理器の購入補助事業により、家庭における生ごみの処理を促し、ごみ減量の推進に努めます。
- 町指定ごみ袋については、町民が入手しやすいよう取扱店を増やしていきます。
- ごみの効率的な処理・再利用を進めるため、町民主導によるごみの分別とリサイクルを進め、クリーン作戦の支援を行います。
- ごみの分別を徹底するため、説明会を開催するなど、町民のごみ分別に対する意識高揚を図ります。
- 排出された資源ごみを遅滞なく回収できるように、状況にあわせて瓶ポストや、コンテナの配置を見直します。
- 一般家庭用浄化槽の維持管理の周知徹底を図るとともに、し尿処理施設の適正な維持管理を支援します。
- 広域的な連携のもと、ごみ処理施設や最終処分施設の計画的な維持管理と周辺整備の充実に努めます。

2. 公害防止対策の推進

- 環境パトロール等により、情報を収集し、不法投棄の早期発見・早期指導など、公害防止体制の充実に図ります。

- リサイクルの推進、廃棄物の処理方法の指導などを通じた公害防止意識の高揚や苦情の早期処理に努め、公害の未然防止を図ります。
- 震災廃棄物及び水害廃棄物の処理計画については、広域的な対応を検討します。
- 空き地の雑草等、土地の所有者や管理者に対する適正な土地管理指導の促進を図ります。

3. 環境保全意識の高揚

- 広報啓発活動などにより、ごみの排出抑制に向けた町民の意識高揚を図ります。
- 地球温暖化を防止するため、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- 幼児や児童・生徒に対する自然体験教室など、生涯学習の一環としての環境教育に力を注ぐとともに、広報啓発活動などを通じ、町民一人ひとりの環境保全意識の高揚に努めます。
- ペットの飼い主に対する飼育マナーの向上を図るとともに、飼い犬の登録や狂犬病予防の徹底を図ります。

4. 自然と共生したまちづくりの推進

- 町土は町民の貴重な財産であり、土地利用については、自然との共生や景観の維持に配慮するなど、自然環境への影響を十分に勘案しながら進めていきます。

公害苦情受付件数の状況

(単位:件)

年 度	大気汚染	水質汚濁	騒音振動	悪 臭	不法投棄等	その他
平成 13	55	7	5	14	19	29
14	32	4	5	16	10	36
15	24	8	9	23	37	20
16	28	2	9	14	16	29
17	23	3	6	16	14	22

資料:生活環境課

第3節 市街地の整備

現状と課題

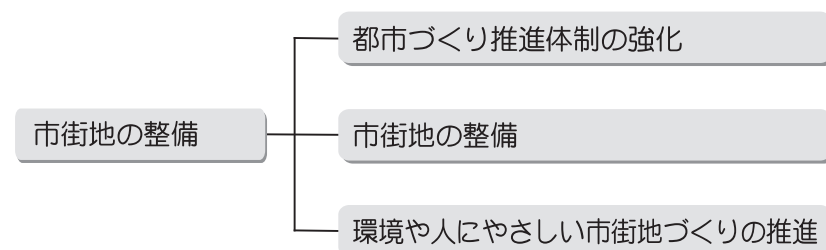
- 本町では、平成元年より八千代中央土地区画整理事業が施行され、公共施設の整備と宅地の利用促進を図るべく、仮換地の指定や保留地の処分などを積極的に推進してきました。また、平成11年には、計画的な中心市街地の形成を図るため、第2工区として施行地区を拡大し、事業の早期完成に努めてきましたが、長引く不況などの社会経済状況下において、より実態にあった市街化区域内の土地利用や都市施設整備の推進が求められるようになりました。

今後は、都市づくり推進体制の強化とともに、都市計画マスタープランの推進を図ることが必要となっています。

基本方針

町の中核となる市街地を、町民の理解と協力を得ながら、公共施設の総合的な整備改善や宅地の利用促進など、計画的な整備を図るとともに、自然と共生した、高齢者や障害者も安心して暮らせる、快適で魅力ある市街地づくりに努めます。

施策の体系



主要施策

1. 都市づくり推進体制の強化

- 広報啓発活動などを通じて町民の市街地づくり、都市づくりに対する気運を醸成していくとともに、都市計画を実現するための推進体制の強化に努めます。また、事業が円滑に展開するよう、財源の確保と計画的な整備に努めます。
- 長期的な展望に立った市街化区域の拡大について検討します。

2. 市街地の整備

- 社会経済状況をにらみながら、投資効果のある重点的な生活環境整備を行うとともに、都市計画マスタープランの推進を図ります。
- 八千代中央土地区画整理事業の整備促進を図ります。また、都市計画道路、公共下水道、街区公園など都市基盤の整備促進に努めます。
- 保留地処分については、インターネットの活用などにより、積極的な情報提供に努めます。

3. 環境や人にやさしい市街地づくりの推進

- 市街地づくりにあたっては、歩道の段差を無くすなど、バリアフリー*1化を進め、障害者や高齢者も安心して過ごせるよう配慮するとともに、町民との協働のもとに緑化の推進に努めます。



*1 バリアフリー：高齢者や障害者等が生活するうえで行動の妨げとなる障壁を取り去ること。

第4節 公園・緑地の整備

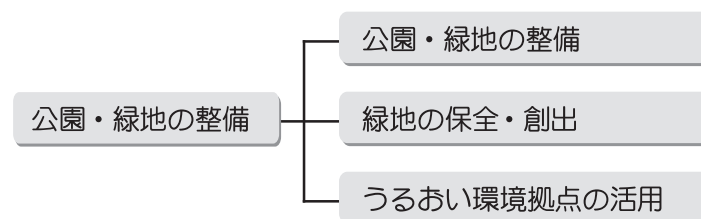
現状と課題

- 公園・緑地は、やすらぎや交流の場であるとともに、環境保全、景観形成、防災対策の面においても重要な役割を果たしています。
- 都市農村交流の拠点としての八千代グリーンビレッジをはじめ、都市公園としての八千代町民公園・中結城地区公園、地区計画に基づく下結城地区公園が整備されましたが、今後は、地域住民との協働による維持管理に努めるとともに、既存の公園の有効活用を図ることが必要となっています。
- 街区公園などの整備を計画的に進めるとともに、憩いの場として自然と親しむことができる空間づくり、防災拠点の確保も求められています。
- 本町の森林面積は民有林が約223haで、そのうちスギ、アカマツを主体とした人工林が110haとなっており、森林の持つ水源のかん養、生活環境の保全など、その多様な機能は、町民にとって重要なものとなっています。今後も、町民の自然環境に対する意識の啓発を促すとともに、自然体験学習の場としての活用も必要となっています。

基本方針

都市計画マスタープランに基づく公園・緑地の整備や、その多目的活用による、心やすらぐ緑豊かな快適空間づくりとともに、緑地の保全・創出に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 公園・緑地の整備

- 都市計画マスタープランに基づき、街区公園の整備に努めます。
- 地区計画により整備された公園は、地域住民との協働により、適正な管理と有効活用に努めます。
- 公園・緑地は、町民の憩いの場としてのみでなく、災害時の避難拠点としても位置づけ、町民の暮らしに根づいた公園として、維持管理体制の充実に努めます。

2. 緑地の保全・創出

- 森林を自然体験学習の場としても活用できるよう、関係機関との調整を図り、豊かな森林づくりの推進に努めます。
- 道路や公園、学校など公共施設の緑化を積極的に推進します。
- 広報活動をきめ細かに展開し、町民の緑化思想の高揚を図ります。

3. うるおい環境拠点の活用

- 八千代グリーンビレッジや八千代町民公園等を町のうるおい環境拠点として位置づけ、維持管理の充実とともに、その活用や周辺環境の保全に努めます。



中結城地区公園

第5節 道路の整備

現状と課題

- 本町の道路体系は、町の中央を国道125号が東西に通り、南北方向は主要地方道である結城坂東線が幹線の役割を果たしており、これらを補完するように5路線の県道や広域農道が通っています。
- 国道125号は、交通量も年々増加しており、特に朝夕における混雑が激しくなっています。今後においても交通量の増加が見込まれるため、バイパス化や歩道の設置により歩行者の安全と円滑な自動車交通の確保を図る必要があります。
- 県道については、交通量の増加に対し、幅員が狭く、歩道がないところも多いため、児童・生徒の通学の安全確保を図るための対策が求められています。
- 幹線町道は、一級町道7路線、二級町道2路線の計画的な道路改良を実施し、改良率は平成18年3月現在、44%となっていますが、今後もより一層の整備推進が求められています。また、改良済みの区間についても損傷が激しくなり、広域農道も含めて補修が必要となっています。
- 一般町道については、平成18年3月現在の舗装率が67%となっていますが、集落からの要望も多く、緊急度や必要性を考慮しながら、舗装・補修や排水整備を進める必要があります。また、側溝や路肩の清掃も必要となっています。
- 都市計画道路については、市街化区域及びその周辺において、7路線が計画決定されていますが、土地区画整理事業との連携を図りながら、整備を進める必要があります。
- 高速道路とのアクセスを向上させるためには、広域幹線道路の整備が必要になってきます。このため、首都圏中央連絡自動車道や北関東自動車道の整備に対応した道路ネットワークの整備推進が求められています。

町道の状況

平成18年4月1日現在 (単位:m, m², %)

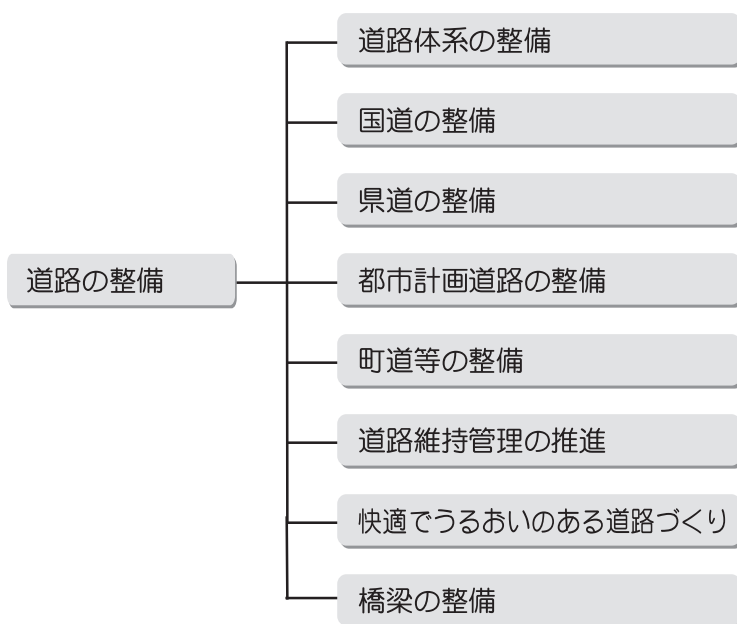
区分	路線数	舗装延長	舗装率	改良済延長	改良率	実延長
1級	15	43,288	100.0	22,526	52.0	43,288
2級	13	22,022	99.8	5,980	27.1	22,056
その他	2,093	431,034	67.0	75,719	11.8	643,727
計	2,121	496,344	70.0	104,225	14.7	709,071

資料:都市建設課

基本方針

首都圏中央連絡自動車道や北関東自動車道の整備に対応し、総合的・計画的な道路・交通ネットワークの整備を促進するとともに、人にやさしく、安全で住み良い道路環境の整備に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 道路体系の整備

- 首都圏中央連絡自動車道や北関東自動車道の整備に対応した交通ネットワークの整備促進に努めます。
- 総合的・計画的な道路体系の整備をより一層進め、市街地、観光施設、公共施設などへのアクセス向上を図ります。

2. 国道の整備

- 国道125号バイパス化の早期実現を図るため、下妻市との連携により、促進活動に努めます。
- 国道125号の歩道設置とともに、幅員の狭い箇所の早期改良を要請します。

3. 県道の整備

- 全線歩道の設置と、幅員の狭い箇所を早期改良を要請するとともに、結城坂東線については、首都圏中央連絡自動車道へのアクセス道路としての整備を要請します。
- 北関東自動車道と県西地域を連絡する広域的な幹線道路としての「筑西幹線道路」の整備を要請します。
- 常総市のつくば・野田線から筑西幹線道路を結ぶ南北の広域的幹線道路としての「鬼怒川ふれあい道路」の整備を要請します。

4. 都市計画道路の整備

- 土地区画整理事業との連携を図りながら、都市計画道路の整備推進に努めます。

5. 町道等の整備

- 幹線町道については、幹線道路との連携や機能分担を配慮しながら、地方道路計画に基づき、財源の確保と計画的な整備に努めます。
- 一般町道については、改良整備や側溝の整備及び未舗装箇所の解消に努めます。
- 農道については、農業の生産性の向上、農産物流通の効率化を図るため、地域の利便性を確保し、計画的な整備に努めます。

6. 道路維持管理の推進

- 安全な道路を維持していくため、計画的な補修を推進します。
- 町民参加による側溝の清掃、花壇や街路樹の管理など道路環境の美化に努めるとともに、広域的な連携により土砂処分場の確保に努めます。

7. 快適でうるおいのある道路づくり

- 道路の整備にあたっては、高齢者や障害者への配慮とともに道路緑化など、うるおいある景観の保全・創造に努めます。

8. 橋梁の整備

- 道路整備とともに、老朽化した橋梁の整備及び新設整備に努めます。

第6節 消防・防災対策の推進

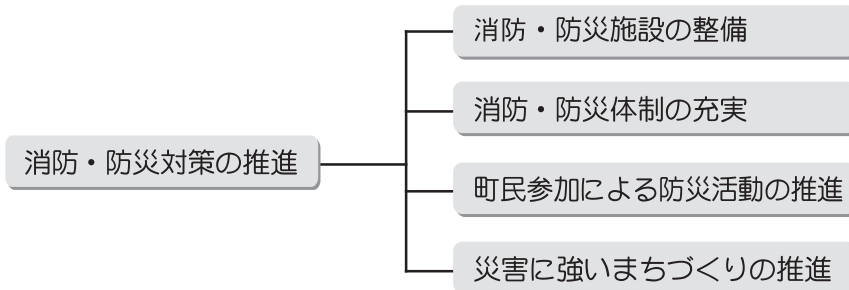
現状と課題

- 本町の消防・防災体制は、茨城西南地方広域市町村圏事務組合で対応しており、常備消防・救急業務を担当する下妻消防署・八千代分署が設置されているほか、非常備消防として町消防団、自主防災組織として自衛消防団等が組織されています。
- 消防施設の整備をはじめ、関連組織が一体となって災害に強いまちづくりに努めてきましたが、ライフスタイルの多様化や建築構造の変化等により災害の要因も複雑化し、その危険性も著しく増大しています。また、高齢化の進行により、救急ニーズについても増大とともに多様化が予想されます。こうした状況に対応するためには、施設の整備はもちろん、消防団や自主防災組織の充実など、消防・救急体制のさらなる強化が必要となっています。
- 災害時の情報伝達手段として、町内全域を対象に防災無線を整備し、防災体制の整備充実を図ってきましたが、一部難聴区域の対応が必要となっています。
- 防災面については、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模な地震等による災害を想定した地域防災体制のより一層の充実が求められています。
- 町民の生命・財産を守るため、地域防災計画と国民保護計画に基づく運用体制の整備が課題となっています。

基本方針

広域的な連携や町民の自主的な活動の支援などにより、防災体制や消防体制の充実を図り、あらゆる災害から町民の生命や財産を守り、被害を最小限に抑え、安心して暮らせる、災害に強いまちづくりを進めていきます。

施策の体系



主要施策

1. 消防・防災施設の整備

- 防火貯水槽や消火栓等の消防水利の確保、消防団用備品等の整備、防災行政無線の難聴区域の解消等をより一層図ります。

2. 消防・防災体制の充実

- 地域防災計画の見直しや国民保護計画の作成により、災害及び武力攻撃事態等に対する危機管理体制の充実を図ります。
- 各種の危険箇所、避難路、避難場所などの点検整備や、災害情報の収集能力の向上と職員の参集体制の整備、さらに町民に対する防災情報の迅速な提供に努めます。
- 災害や救急救助活動を迅速かつ的確に行うため、消防団員の訓練の充実や資質の向上を図るとともに、広域的な連携による組織体制の強化に努めます。

3. 町民参加による防災活動の推進

- コミュニティ組織の機能を充実させ、自主防災組織や防災ボランティア活動の育成を図り、町民の自主的な活動の支援に努めます。
- 広報等による啓発活動を図り、町民の防災に対する意識の高揚に努めます。

4. 災害に強いまちづくりの推進

- 公園・緑地のオープンスペースの確保、防災機能に配慮した道路や街路等の整備、公共施設等の耐震化など、災害に強いまちづくりに努めます。

第7節 交通安全・生活安全対策の推進

現状と課題

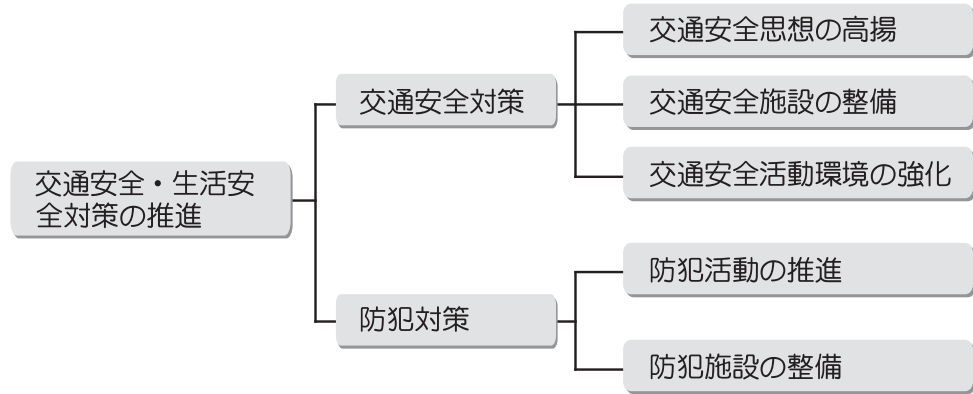
- 本町の交通事故の発生状況は、年々僅かながら減少してきています。しかし、20代の若者による交通事故が多くなっており、死亡事故では、高齢者が道路横断中に跳ねられ死亡するケースが目立っています。
- 町交通対策協議会を中心として町民一人ひとりの交通安全思想の高揚を図るとともに、交通安全協会等が地域交通安全活動のリーダーとなって、積極的な活動を展開し、交通事故減少に努めてきましたが、今後も、町民の交通安全思想の高揚とともに、交通安全施設の整備が必要です。
- 都市化の進展や社会情勢の変化に伴い、地域連帯意識の希薄化、青少年を取り巻く環境の悪化など、犯罪の発生要因が年々増加しつつあります。特に昨今、児童・生徒の通学時における犯罪が全国的に多発し、本町においても、未遂事件を含め、そうした傾向が見られます。
- 犯罪から町民を守り、かつ犯罪を未然に防止するため、防犯施設の整備をはじめ、防犯パトロールの実施など、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、犯罪を生まない地域環境づくりに努めてきましたが、児童や高齢者など弱者を対象とした犯罪が増加の傾向にあり、より一層の防犯活動の強化を図るため、地域が一体となって防犯活動を推進することが急務となっています。

基本方針

町民の尊い生命を守るため、交通安全思想の啓発、交通安全活動環境の強化など、地域が一体となった取り組みに努めます。

また、防犯施設のより一層の整備をはじめ、町民の防犯意識の高揚や地域が一体となった防犯活動を展開し、町民が安心して暮らせる明るいまちづくりに努めます。

施策の体系



主要施策

<交通安全対策>

1. 交通安全思想の高揚

- 町交通対策協議会が中心となり、学校、職場、地域に対して、講習会、交通安全教室などを開催し、安全運転の励行、交通マナーの向上を図ります。
- 増加傾向にある高齢者の交通事故を防止するため、高齢者学級に交通安全学習を取り入れるなど、交通安全教育の推進に努めます。
- 交通安全協会、交通安全母の会などによる地域交通安全活動を積極的に支援し、町民一人ひとりの交通安全思想の高揚を図ります。
- 広報紙、防災行政無線などによる広報啓発活動の推進に努めます。

2. 交通安全施設の整備

- 道路幅員の改良や歩道の設置等、道路整備を促進し、歩行者、車両等の安全を図るとともに、カーブミラーや標識等、交通安全施設の整備を図ります。

3. 交通安全活動環境の強化

- 交通安全協会や交通安全母の会など、地域交通安全組織の強化とともに、交通ボランティアを育成するなど、交通安全活動環境の整備に努めます。

<防犯対策>

1. 防犯活動の推進

- 地域コミュニティ活動、警察、学校、関係機関等との連携のもと、地域ぐるみの防犯活動の積極的な推進に努めます。
- 防犯教育や広報啓発活動などにより、町民の防犯意識の高揚に努めます。

2. 防犯施設の整備

- 夜間の犯罪防止のため、防犯灯の設置などをさらに進めます。



交通安全教室

第8節 上下水道の整備

現状と課題

<上水道>

- 水道事業については、町民の日常生活に直結し、その健康を守るために必要不可欠なものであることを自覚し、水源の確保、浄水場や配水連絡管等の適切な整備・維持管理に努めています。
- 近年、水道加入者の数は、わずかながら増加傾向を示しているものの行政区内人口の減少化が進行していることから、水道収益事業の根幹である料金収入の大幅な増加は望めない状況下にあります。
- 県南西水道の供用開始に伴う受水費の負担や水道施設の老朽化等に伴う維持・修繕費の大幅な支出増加が予想されます。
- 町民の生活に欠かせない水の安定供給のためにも、健全な水道事業体としての経営は必須であり、今後より一層の合理化を促進し、計画的かつ効率的な運営が必然になっています。

<下水道>

- 本町の生活排水対策は、鬼怒小貝流域下水道関連公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業により推進しています。
- 公共下水道については、事業認可区域221.8haのうち東原地区及び仁江戸地区の整備が概ね完了し、八千代中央地区、若地区、東麓田地区及び麓田地区の整備を推進しています。平成18年3月現在での整備済面積は130.9haであり、整備率は59.0%となっています。今後においても長期的な計画のもと整備拡大を進めていく必要がありますが、そのためには、膨大な事業費を要することから、財源の確保を図ることが課題となっています。
- 農業集落排水事業については、主に水田地帯の生活排水の浄化を進め、用排水路の水質を保全することにより、農村環境の改善を図っています。整備計画14地区、整備人口10,040人のうち、平成18年3月現在11地区が完了し、整備済人口は6,560人で、整備率は65.3%となっています。今後は、早期に供用開始した処理施設の老朽化等に伴う計画的な維持管理が必要となっています。

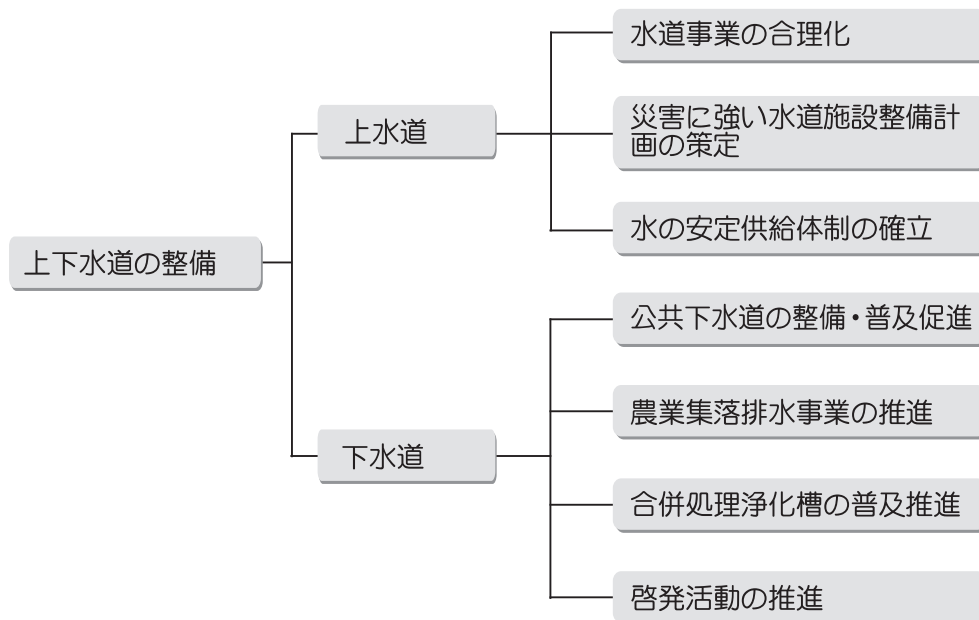
- 合併処理浄化槽の普及については、公共下水道や農業集落排水の計画区域から除外されている地域を中心に設置費の助成を行っており、町民からの要望も年々増加する傾向にあるため、浄化槽設置整備事業の充実が求められています。

基本方針

上水道は、町民の生活に欠かせない水の安定供給のため、より計画的で効率のよい事業体運営に努めます。

下水道は、健康的で快適な生活を送れるよう、町民の理解と協力のもと、公共下水道事業や農業集落排水事業の整備促進を図るとともに、合併処理浄化槽の普及に努めます。

施策の体系



主要施策**<上水道>****1. 水道事業の合理化**

- 水道事業における事務事業及び施設管理の効率化を進め、経費の節減を図るなど、事業の健全運営・経営基盤の強化に努めます。
- 町民に対し経営情報を積極的に提供し、水道事業への理解を得ることに努めます。
- 有収率及び水道料金の収納率の向上に努めます。

2. 災害に強い水道施設整備計画の策定

- 水道施設及び老朽化施設の計画的な整備を進めるため、整備計画を策定します。
- 配水連絡管の計画的な整備を推進します。

3. 水の安定供給体制の確立

- 県南西広域水道用水供給事業の推進を図るとともに、地下水の保全に努め、水源を確保します。
- 水源地周辺の環境保全に努めるとともに、関係機関と連携し、水質検査体制の強化を図り、浄水処理方法を充実させ、水質を確保します。
- 節水対策を啓発促進するため、広報活動をとおして町民に水資源の実情を知らせ、日常生活での節水意識の高揚に努めます。

<下水道>**1. 公共下水道の整備・普及促進**

- 県が事業主体となって、下妻市、筑西市、常総市、八千代町の4市町を対象として進めている鬼怒小貝流域下水道事業については、処理施設の整備促進を図るため、事業費の一部を負担していきます。
- 鬼怒小貝流域関連の公共下水道事業については、事業認可区域の整備促進を図るとともに、計画区域の910.5haを対象とした、幹線管渠などの整備拡大を推進します。
- 下水道供用開始区域の拡大を図るとともに、下水道の普及促進に努めます。

2. 農業集落排水事業の推進

- 農業集落排水事業計画に基づき、公共下水道等との連携を進め、事業の早期実現に向け、国・県等に対し積極的に要請していきます。また、事業費の低コスト化に努め、地域の現況を考慮した計画の見直しを検討します。
- 既存施設の計画的な維持管理の徹底化に努めます。
- 発生汚泥の処理方法については、県の農村資源リサイクル計画に基づき、農地還元の方法を検討します。

3. 合併処理浄化槽の普及推進

- 公共下水道事業や農業集落排水事業が困難な地域や、整備が当面見込まれない地域については、浄化槽設置整備事業を活用し、合併処理浄化槽の普及に努めます。

4. 啓発活動の推進

- 水環境の保全本はもとより、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業についての啓発活動を推進し、町民の理解と協力を得ながら、各事業を円滑に進めるとともに、広報活動などを通じ加入促進に努めます。



川西中部農業集落排水処理施設

第9節 河川・水辺環境の整備

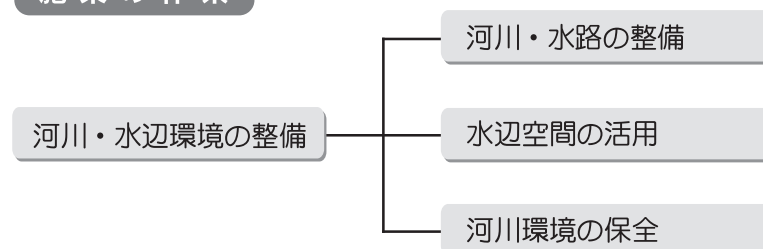
現状と課題

- 本町を流れる一級河川には、鬼怒川をはじめ、山川、東仁連川、飯沼川があり、これらの河川は、災害防止のための護岸改修が計画的に進められていますが、準用河川である新堀川は、整備が遅れており、貴重な生命、財産を災害から守り、地域住民が安心して生活を営むためには、未整備区間の改修事業を推進する必要があります。
- 河川敷や堤防の除草など、管理が滞っているため、粗大ごみなどの不法投棄が見られるところがあり、適正な管理が求められています。
- 水田の基盤整備とあわせて農業用排水路の整備が図られていますが、一部の地域においては、流域内の宅地開発等による排水量が増加し、湛水被害を受け、不安定な営農を余儀なくされています。こうした被害を未然に防ぐため、引き続き、湛水防除事業、かんがい排水事業による排水対策を進める必要があります。
- 霞ヶ浦用水事業により整備された新井調整池や鬼怒川などの河川では、魚釣りやバーベキュー、海洋クラブなどのレジャー・スポーツが行われています。これらの親水空間を有効に活用するとともに、後世に引き継ぐべき貴重な水辺環境として、環境や水質の浄化を図る必要があります。

基本方針

快適な自然環境を保全するため、適正な河川管理に努めるとともに、水辺空間の保全・活用と公共用水域の水質の浄化に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 河川・水路の整備

- 一級河川については、関係機関への積極的な働きかけにより、河川改修の整備促進に努めます。また、準用河川・水路については、河川整備計画により、危険箇所、未整備区間の整備に努めます。
- かんがい排水事業や湛水防除事業など、用排水路の排水対策を推進します。

2. 水辺空間の活用

- 新井調整池の有効活用を図るとともに、適正な管理に努めます。

3. 河川環境の保全

- 公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業の推進により、公共用水域の水質の浄化に努めます。
- 河川敷や堤防の除草など、適正な河川管理に努めます。
- 美しい水辺環境を維持するため、町民の河川に対する愛護意識の高揚、美化運動の推進を図ります。



鬼怒川クリーン作戦

第10節 住宅対策の推進

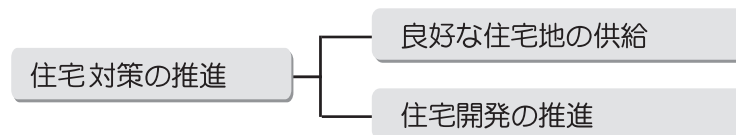
現状と課題

- 良好な住環境は、住民が豊かな暮らしをするための基本条件であり、また人口定着の促進のためにもその量的な充実、質的な向上が重要となっています。
 - 役場東側土地区画整理事業（施行済）や八千代中央土地区画整理事業（施行中）といった市街地の面的整備に取り組み、生活基盤が整った良質な居住環境の形成に努め、良好な住宅地の供給を推進していますが、長引く景気低迷や都心の地価下落などにより、保留地処分の推進が難しい状況にあります。
 - 現行の市街化区域内においては、生活道路や下水道など都市基盤の未整備な地区が残っており、整備を図る必要があります。
 - 今後は、土地区画整理事業の早期完成に努めながら、地域のPR活動等により保留地の処分を促進し、良好な住宅地の供給を図るとともに、適正な規制・誘導に努め、民間住宅の開発を進めていく必要があります。
- また、市街化の進行状況や周辺地域の住宅供給の動向を踏まえながら、新たな住居系市街化区域の拡大を検討する必要があります。

基本方針

居住環境の向上を図るため、良好な住宅地の供給や住宅開発の推進による、多様な住宅ニーズに対応した住環境の整備に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 良好な住宅地の供給

- 八千代中央土地区画整理事業の整備促進を図ります。
- 多様な手段による保留地のPR活動に努め、その処分を積極的に進めます。
- 都市計画マスタープランに基づき、市街化区域内の基盤施設の整備を図るとともに、新たな住居系市街化区域の拡大を検討します。

2. 住宅開発の推進

- 良好な居住環境及び商業環境を形成するため、都市計画法や建築基準法などにより、適切な指導を進めます。
- 地区計画^{*1}や各種協定の導入による適正な規制・誘導に努めながら、民間住宅開発の促進を図ります。なお、住宅開発にあたっては、高齢者や障害者への配慮、耐震性の考慮、街並み景観への配慮等を念頭において取り組みます。

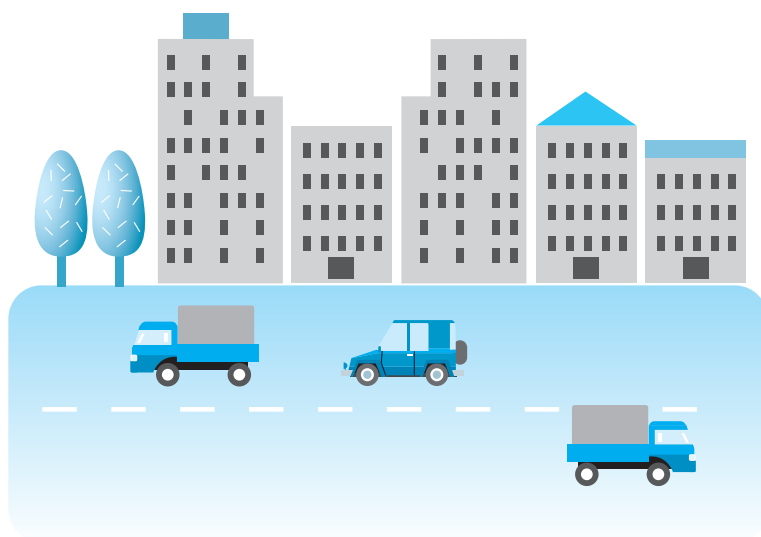


保留地分譲

* 1 地区計画：都市計画法に基づき、地区レベルでそれぞれの地域特性にふさわしい街路、公園などの施設や建物の用途・形態・敷地等について総合的な計画を定め、良好な環境を整備し、保全するための制度

第2章 魅力と活力ある産業づくり

- 第1節 活力と将来性に満ちた農業の振興
- 第2節 創造性ある商工業の振興
- 第3節 地域特性を生かした観光の振興
- 第4節 消費生活の向上



第1節 活力と将来性に満ちた農業の振興

現状と課題

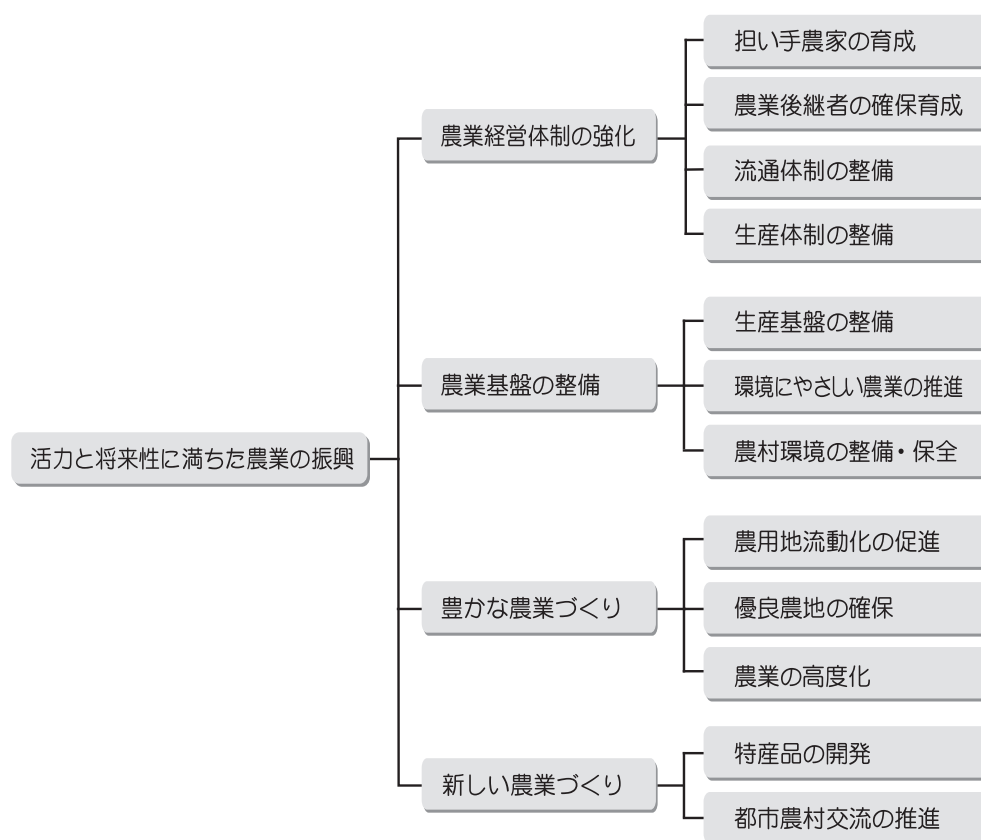
- 平成17年における総農家数は2,038戸で、そのうち専業農家は346戸となっています。農家総数は減少していますが、専業農家数は、ここ5年間で横ばいとなっています。
- 農業経営者の高齢化や後継者不足が進んでおり、後継者の確保・育成が重要な課題となっています。また、基盤整備の推進や遊休農地の解消を図るための対策も必要になっています。
- 平成19年産の米・麦・大豆等に対する品目横断的経営安定対策が導入されることになり、これらの対策に対応するため、今後も認定農業者の確保・育成が課題となっています。
- 集落の混住化が進行し、農地や農業用水などの資源を守る「まとまり」が弱まっています。集落の機能を守っていくためには、これまで以上の取り組みが欠かせなくなります。
- 食に対する「安全・安心」志向に対応するため、農作物生産管理台帳の記入などトレーサビリティシステム*1の徹底を図り、引き続き環境にやさしい農業の実現を推進する必要があります。
- 「八千代グリーンビレッジ」を都市農村交流の拠点として、地元農産物のイメージアップ、都市住民の農業に対する理解の促進などに努めていますが、今後も、消費者ニーズに対応した安全で良質な農畜産物の生産に努めるとともに、農畜産物を加工した特産品の開発を積極的に推進する必要があります。また、農業体験などの交流活動による消費者との関わりを持った農業を展開し、観光との連携による新しい農業の振興を図ることが求められています。

*1 トレーサビリティシステム：食卓にのぼる農産物や畜産物がどこで、誰に、どのように生産されたかなど、生産・流通履歴を消費者の誰もが検索できるシステム

基本方針

生産者、農業関係機関、行政が共通の目標のもとに連携を強化し、安定した農業経営、自然環境保全型農業の推進に努め、首都圏の農産物供給基地としての地位の確立を図り、豊かで美しい農村空間を創造する、活力と将来性に満ちた農業の振興に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 農業経営体制の強化

(1) 担い手農家の育成

- 認定農業者の確保及び支援内容の充実を図り、担い手への農地の集積や個別農業経営体に対する農業法人への転換を推進するとともに、経営指導、技術指導を積極的に展開し、経営感覚に富んだ担い手の育成に努めます。

(2) 農業後継者の確保育成

- 各種交流会や情報交換の場を設け、就農希望者の発掘や受け入れ体制の整備に努めるとともに、相談・指導体制の強化を図り、活力あふれる農業後継者の育成に努めます。

(3) 流通体制の整備

- 農産物の集出荷体制の強化、施設栽培による安定供給と品質の統一、農産物直売所の整備など、新鮮で安全な農産物を安定供給できる産地づくりを推進し、農産物流通の体制強化を図ります。
- 消費者への消費宣伝会等のPR強化、生産や流通などのインターネットを利用した情報収集・提供を行い、消費者への情報発信、市場取引への迅速な対応に努めます。

(4) 生産体制の整備

- 米・麦・大豆等の水田農業については、品目横断的経営安定対策等をふまえ、一定要件を満たす認定農業者の確保・育成に努めるとともに集落営農を推進いたします。
- 稲作については、低農薬栽培の推進による消費者ニーズへの対応、大型機械の導入による生産性の向上、生産調整による他作物への転換の推進に努めます。
- 野菜果樹については、施設・防災網の導入による自然災害等に左右されない足腰の強い生産基盤の強化及び多品目経営の推進を図るとともに、新規作物や新品種の導入、経営の高度化、減肥・減農薬栽培の普及に努めます。
- 畜産については、優良種畜の導入と生産技術の改善による資質の向上や生産コストの低減に努めます。
- メロンや梨、白菜など本町農業の主要な農産物について、関係機関との連携を図り、首都圏等における販売促進活動を強化するとともに、各種PRを展開し、農産物のブランド化を図ります。
- 小規模経営農家については、作物の周年栽培の促進や組織づくりなどの体制整備を図ります。
- 消費者が求める安心、安全な農畜産物を生産するため、生産管理台帳の記入等、トレーサビリティシステムへの対応を推進します。

2. 農業基盤の整備

(1) 生産基盤の整備

- 高生産性農業の実現のため、ほ場の整備とともに農道の整備を推進します。
- 霞ヶ浦用水事業により農業用水の安定的な供給体制の確立を図り、農業生産性の向上、収穫と品質の安定、ハウス等の施設農業による技術集約的農業などの推進に努めます。

(2) 環境にやさしい農業の推進

- 家畜排せつ物処理の適正化を図るとともに、耕畜連携を確立し、堆肥化による優良農地の土づくりを推進します。
- 農業用廃プラスチック等の収集処理を推進します。
- 消費者が求める安全・安心な農産物を生産するため、エコファーマー*1など、低農薬、有機栽培を実践する取り組みを促進します。

(3) 農村環境の整備・保全

- 農業集落排水事業については、国・県等への積極的な支援要請を進め、地域の状況に応じた地元受益者の同意に基づく事業の促進を図るとともに、施設の維持管理に努めます。
- 地域連帯感の醸成を促し、健康で明るく住み良い地域づくりを実現するため、集落センターの整備充実に努めるとともに、地域リーダーの育成など、農村コミュニティの形成を図ります。
- 地域ぐるみの農地や水を守る効果の高い共同活動と、環境保全に向けた営農活動を支援します。

3. 豊かな農業づくり

(1) 農用地流動化の促進

- 農用地利用集積計画を作成するとともに、農用地利用銀行や座談会を通じた相談体制の充実、推進員を通じた取り組みの一層の強化によって、農業経営の規模拡大、農用地の効率化・高度利用の推進に努めます。

*1 エコファーマー：持続農業法に基づき茨城県が認定する、環境と調和した持続性の高い農業生産方式に取り組む農業者

(2) 優良農地の確保

- 優良農用地の確保・保全を図るため、土地基盤整備及び農業振興地域整備計画の推進と適正な運用に努めるとともに、良好な農村景観を保全し、遊休農地の解消に総合的に取り組みます。

(3) 農業の高度化

- 農作業の機械化とともに、農業情報システムの整備による気象情報の提供や作付け・出荷システムづくりを図り、農作業の合理化・省力化や品質・収量の安定化に努めます。また、栽培技術の高度化による品質の統一を図り、産地間競争力を強化します。

4. 新しい農業づくり

(1) 特産品の開発

- 消費者ニーズや地域特性に即した新たな作物の研究や導入及びその産地化を推進するとともに、農産物の高付加価値化を図るため、加工体制の整備に努めます。

(2) 都市農村交流の推進

- 「八千代グリーンビレッジ」を推進拠点として、特産品の販売、農産物の収穫体験など広範囲にわたる町のPR活動を展開するとともに、交流による都市住民との相互理解を図ります。
- 町の活性化を図るため、都市住民に対する快適な余暇活動を提供できる施設の拡充を図り、グリーンツーリズムの推進に努めます。



農産物PR

第2節

創造性ある商工業の振興

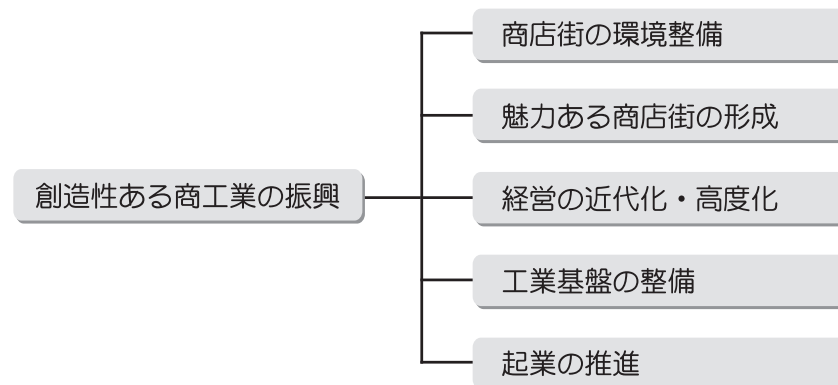
現状と課題

- 本町の商業は小規模な店舗が多く、集落内に点在しており、そのほとんどが町内客を対象としています。しかしながら、昨今では、中大型店のチェーン展開などにより、地元消費者が町外で買い物をする機会が増大しており、町内事業者の経営環境は一段と厳しくなっています。
- 工業においても小規模企業が多く、海外生産の増大など、産業構造の変化により経営環境は厳しいものとなっています。
- 商工会と連携を取りながら、経営近代化の促進、経営力の強化支援、金融面での支援などに努めてきましたが、今後における商工業の振興においては、魅力ある商店街の形成と新たな工業系基盤の整備が求められており、それらによる雇用環境の充実が課題となっています。

基本方針

個性的な店づくりや経営の高度化・近代化により、人々が集い、にぎわいのある商店街の形成と、既存企業の技術力向上、起業家精神の高揚、環境と調和した工業ゾーンの形成といった創造性ある商工業の振興を図っていきます。また、雇用の創出や拡大にも努め、充実した雇用環境の提供を図ります。

施策の体系



主要施策

1. 商店街の環境整備

- 自動車社会へ対応するための街路や駐車場の整備、道路整備事業などと連動したショッピングゾーンの整備など、まちのにぎわいや集いの場となる、利便性の高い商業集積の創造を図ります。

2. 魅力ある商店街の形成

- 消費者ニーズへの対応を図るため、消費者の動向を把握し、それぞれのライフスタイルに対応した商品・サービスの提供に努めます。また、個性的な商店街イベントなども行い、人々の集う魅力ある商店街の形成に努めます。

3. 経営の近代化・高度化

- 環境変化に対応できる企業・商店経営の実現のため、商工会等の指導体制や情報提供機能の充実強化による経営者の意識改革とともに、融資制度の充実による経営の近代化・高度化に努めます。

4. 工業基盤の整備

- 西山工業団地周辺における工業専用地域の計画的な拡充を図ります。
- 一級町道8号線、一級町道12号線沿線の工業施設等が集積立地している菅谷・若地区において、工業系土地利用を進めるとともに地区計画制度の活用による新たな工業拠点の形成を推進します。
- 周辺地域の環境との調和に配慮しながら、工業専用地域への優良企業の誘致を図り、雇用の場を確保し、町民の生活の安定に努めます。

5. 起業の推進

- 起業家の育成とともに、農業や観光との連携を図りながら、新たな地場産業の創出に努めます。

第3節

地域特性を生かした観光の振興

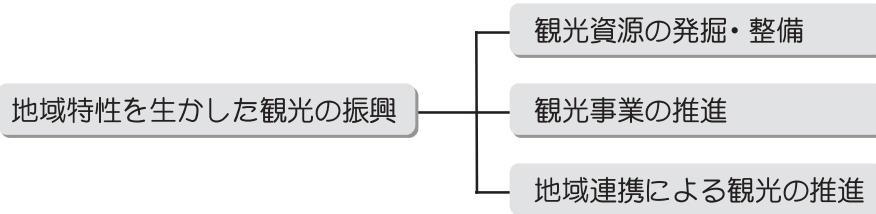
現状と課題

- 観光による魅力の創出や集客力の向上は、町の産業活性化に大きな役割を果たします。昨今、県南西部である本町及び周辺地域は、都市住民のやすらぎの場として、重要な位置にあり、自然資源の豊かさや農村環境が脚光を浴びるようになりました。そのため、観光振興の重要性は大きなものとなってきています。
- これまで、「八千代グリーンビレッジ」を観光拠点として位置づけ、都市と農村の交流の場として、キャンプ場、コテージ、憩遊館、クラインガルテン八千代を活用し、観光の振興を図ってきました。また、町内外でのPR活動を展開するなど、町のイメージアップにも積極的に取り組んできました。
- 八千代グリーンビレッジについては、指定管理者制度により「財団法人八千代町ふるさと公社」に管理運営を委託していますが、利用率が伸び悩んでおり、経営の安定化を図るためにも、地元農家との連携を強化し、都市農村交流の充実を図るとともに、施設の効率的な管理運営に努めていく必要があります。
- 本町は観光資源に乏しく、観光需要への十分な対応が困難であるため、観光施設のさらなる活用と地域資源の発掘を行い、観光の充実を図るとともに、情報発信を積極的に行うことにより、首都圏の住民をはじめ、広範囲な地域からの観光客の誘致を推進する必要があります。

基本方針

自然とのふれあいを重視し、かつ多様化する観光ニーズに対応し、長期的な視点に立った、町独自の地域特性を生かした体験型・滞在型の観光振興を図ります。

施策の体系



主要施策

1. 観光資源の発掘・整備

- 「八千代グリーンビレッジ」を核とした観光ルートの整備を推進するとともに、新たな観光資源の発掘や開発整備に努めます。
- 農産物を加工した特産品開発を推進し、観光と農業の連携を図ります。

2. 観光事業の推進

- 都市との交流を積極的に進め、集客力の向上とともに、財団法人八千代町ふるさと公社とのタイアップなども図りながら、観光イベントの充実に努めます。
- 観光マップやパンフレットの作成・充実をはじめ、インターネットの活用を図るなど、観光情報の提供を積極的に進めます。

3. 地域連携による観光の推進

- 広域的な観光ルートの整備、パンフレットの作成、地域資源を生かしたイベントなど、地域連携による観光の推進に努めます。



クラインガルテン八千代

第4節 消費生活の向上

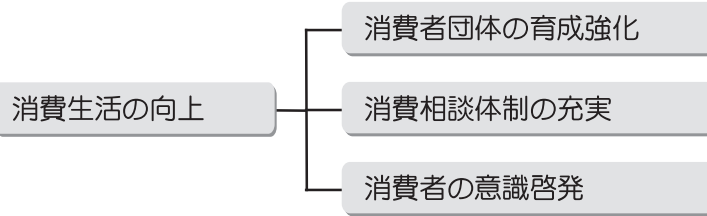
現状と課題

- 生活水準の向上に伴う消費行動の多様化、技術革新による新製品の開発・流通など、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな消費者問題も発生しています。特に最近では、クレジットカードの普及、訪問販売や通信販売、さらにはインターネット上の販売など、消費者の利便性が向上する一方で、消費者の専門的な知識の不足から契約や取引方法についてのトラブルや苦情が増加しています。
- 地球的規模での環境問題が顕在化する中で、限りある資源を有効に活用し、地球環境の保全に努めるため、省資源、リサイクル、省エネルギーなどに配慮した消費行動がますます求められています。
- 町では、消費友の会を中心に、リサイクル活動の普及啓発、各種生活展や教室の開催など、消費行政の推進を図るとともに、消費者行政のリーダーとなる人材の育成に努めてきました。
- 今後、さらに安定した生活を確保し、環境問題にも配慮した生活様式を実現するために、関係機関との連携を深め、消費者相談体制の充実を図るとともに、消費者団体の育成強化や啓発活動の推進に努める必要があります。

基本方針

環境への負荷の軽減を図り、循環型社会の形成や安全で快適な消費生活を実現するため、消費者団体の育成を推進するとともに、啓発活動や相談体制を充実し、適正な消費行動の支援に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 消費者団体の育成強化

- 消費友の会など、消費者団体や地域消費者リーダーの育成・強化を図ります。

2. 消費相談体制の充実

- 消費生活センターなど、関係機関との連携により、苦情相談窓口の充実を図り、消費者保護に努めます。

3. 消費者の意識啓発

- 消費生活展や生活教室等を開催し、消費生活に関する情報提供などに努め、消費者意識の啓発を図ります。
- 限りある資源を有効に活用し、地球環境への負荷を軽減するため、生涯学習やコミュニティ活動を通じて、リサイクル活動の推進、省エネルギー意識の普及・啓発に努めます。

第3章 個性と創造性あふれる心豊かな人づくり

- 第1節 教 育 の 充 実
- 第2節 生 涯 学 習 の 充 実
- 第3節 地 域 文 化 の 振 興
- 第4節 スポーツ・レクリエーション活動の充実
- 第5節 活力あるコミュニティづくり
- 第6節 交 流 活 動 の 推 進



第1節 教育の充実

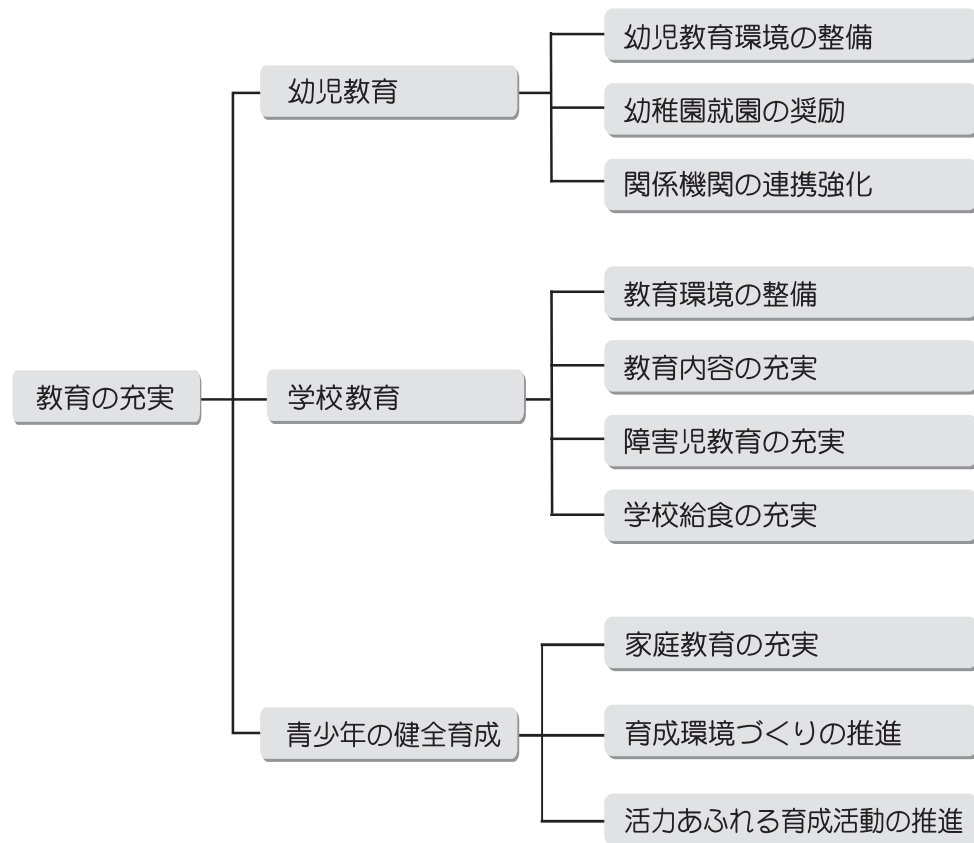
現状と課題

- 幼児教育では、私立幼稚園の教育条件の維持向上、幼児の教育機会の向上、障害児の療育・指導の推進に努めてきましたが、少子化の進行、家庭における教育機能の低下、価値観の多様化など、幼児を取り巻く環境が大きく変化しており、幼児教育施設や教育内容の充実、幼児の集団教育機会の確保など、幼児の人間形成を培う環境づくりが求められています。
- 学校教育では、教育環境の整備を図るとともに教職員の資質の向上、英語指導助手派遣など、学校教育の充実に努めてきましたが、学校施設については、老朽化が進み耐震性の問題から、計画的な改修が必要となっています。また、確かな学力の向上が課題となっています。
- 児童・生徒を犯罪の被害から守るため、防犯機器の貸与や防犯灯の整備、防犯パトロールの実施、防犯教育などを実施してきましたが、昨今の相次ぐ子どもに対する犯罪を未然に防止するため、家庭、地域、学校が連携を図りながら、対策を強化する必要があります。
- 学校給食については、施設や設備等の老朽化が進み、これまで、整備・更新及び衛生管理の改善に努めてきましたが、今後においてもその推進が不可欠となっています。また、児童・生徒の発育過程に即した、給食内容のさらなる充実を図ることも必要です。
- 青少年教育においては、青少年が健全に育成され、積極的に地域活動や社会活動に参加し、自立心や協調性・社会性などを養うことが重要です。これまで、青少年の社会参加などを通じた健全育成に努めるとともに、青少年に有害な環境の浄化活動を推進してきました。
- 昨今では、核家族化、少子化の進展により子どもの遊び方の変化、家庭及び地域の教育力の低下により家族関係の希薄化が進んでいます。今後は、青少年が本町の将来の担い手として、広い視野を持ち育成されるよう、地域ぐるみでの環境づくりが課題となっています。

基本方針

明日を担う幼児や児童・生徒が郷土愛にあふれ、心身ともに健全でたくましく育つよう、個性を引き出し、創造性を養い、豊かな人間性をはぐくむ教育の充実に努めるとともに、青少年の健全育成を図るため、地域ぐるみでの環境づくりを推進します。

施策の体系



主要施策

<幼児教育>

1. 幼児教育環境の整備

- 私立幼稚園の教育条件の向上と経営の安定化を図るため、施設整備や運営に対する助成を進めます。

- 関係機関との連携のもと、多様化された教育ニーズや時代の変化に対応できるように、教職員研修等、幼稚園における教育機能の充実を支援していくとともに、家庭・小学校・地域との連携を図ります。

2. 幼稚園就園の奨励

- 幼児の集団での教育機会を確保するため、幼稚園への就園を奨励するとともに、保護者負担の軽減を図ります。

3. 関係機関の連携強化

- 幼児施設設置協議会をとおして、幼稚園と保育所の緊密な連携を図り、教育内容について交流を深める機会の増加に努めます。
- 障害児一人ひとりの可能性を引き出すため、専門機関との連携を強化し、療育・指導の推進に努めます。

<学校教育>

1. 教育環境の整備

- 児童・生徒が豊かな情操を養う環境の整備に努めるとともに、国際化や情報化など社会の変化に対応した多様な教育を行うため、長期的な展望に立った学校施設の整備充実を図ります。
- 児童・生徒への防犯機器の貸与、防犯灯の整備、防犯パトロールの実施、防犯教育など、家庭・地域・関係機関との連携を強化し、子どもを犯罪から守る活動を推進します。
- 通学路の整備や交通安全環境の整備、交通安全教室など、家庭・地域・関係機関との連携により、通学時の交通安全を推進します。
- 開かれた学校づくりを推進するため、学校・家庭・地域社会の相互連携・協力を強化し、創意と活力ある学校教育の実現に向けて、指導体制の整備を図ります。
- スクールカウンセラー*1や「けやきの家」*2との連携を強化し、不登校やいじめなど、児童・生徒の問題行動等の早期発見と未然防止に努めます。
- 余裕教室*3などの有効活用を推進するとともに、児童生徒と地域住民とのふれあいの場の形成を図ります。

*1 スクールカウンセラー：学校で児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う担当者
 *2 けやきの家：不登校児童生徒に居場所を提供し、不登校要因を解消し、自主性、社会性などを育成して、自立(学校復帰)ができるようにすることを目的に設置された適応指導教室。
 *3 余裕教室：普通教室として利用されておらず、将来においても普通教室等に使用される見込みのない教室

2. 教育内容の充実

- 新教育課程の大きな特徴といわれる「総合的な学習の時間」の実施に向けて、地域の教材や学習環境の積極的な活用を図るとともに、コンピューターや情報通信ネットワーク等の適切な活用を図り、体験的な学習や問題解決的な学習を推進します。
- 複数教師によるチーム・ティーチング*¹や英語指導助手の派遣など、確かな学力の向上に対する取り組みを推進します。
- 教職員一人ひとりが、強い使命感のもと、学校教育に対する社会からの期待と信頼に応えるため、教職員の各種講座や研修会への積極的な派遣に努めます。
- 生きる力をはぐくむ教育の実現に向けて、情報教育や環境教育、国際理解教育、ボランティア体験学習、芸術鑑賞等の推進を図り、明日を担う子どもたちが、社会の変化に的確に対応できるとともに、郷土愛や思いやりの心を持ち、自ら学び、自ら考える力を持つように努めます。
- 健康な身体と気力の充実を図るため、生涯体育・スポーツの基礎づくりを目指した体育の充実に努めます。

3. 障害児教育の充実

- 関係機関との連携のもと、障害の状態、発達段階、特性等に応じて、より良い教育環境を整え、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加と自立ができるよう、生きる力を培う教育の推進を図ります。

4. 学校給食の充実

- 老朽化が進む給食センターの施設や設備の更新については、ドライシステム*²化を推進し、食中毒防止・二次感染防止のため衛生管理の徹底に努めます。
- 献立については、栄養バランスを基本に、食材は安全を第一に、地場農産物の利用を図るとともに、健康教育活動としての学校給食の充実に努めます。

* 1 チーム・ティーチング：児童・生徒にきめ細かな指導を行うため、複数の教員が協力して行う授業形態

* 2 ドライシステム：床を乾いた状態に保ち使用することで、二次汚染を防ぐとともに、細菌や衛生害虫の繁殖を抑え、食中毒の発生要因を少なくする方式

＜青少年の健全育成＞

1. 家庭教育の充実

- 家庭教育学級の計画的な推進を図り、親の教育に対する正しい認識と適切な指導方法を浸透させ、健全な家庭づくりの推進を図ります。
- 豊かな人間性を持った青少年を育成するため、広報啓発活動をはじめ、親子ふれあい関連事業を進めるなど、心豊かな家庭づくりの推進に努めます。

2. 育成環境づくりの推進

- 研修機会の拡充などを通じて、青少年育成指導者の資質の向上を図ります。
- 非行防止などを図るため、関係機関と密接な連携のもとに、積極的な啓発活動の推進に努めます。
- 青少年が社会活動などを通じて、社会の一員としての意識を高めることができるよう、社会参加の機会を拡充するなど、社会活動を促進するための条件整備を図ります。
- 家庭・地域・学校及び関係団体との緊密な連携のもとに、青少年に有害な環境の浄化活動を促進します。

3. 活力あふれる育成活動の推進

- 子ども会等、青少年団体の活動やグループ活動などの社会活動を積極的に支援するとともに、青少年団体やグループへの参加と組織化の推進に努めます。
- 高齢化社会、国際化社会など社会環境への対応や、自然とのふれあい、郷土愛の醸成などを図るため、地域の特色を生かした生活体験型活動を推進します。



地域子ども教室



第2節 生涯学習の充実

現状と課題

- 本町では、生涯学習や文化活動の中核施設としての図書館の建設、中央公民館の計画的な改修など生涯学習施設の整備充実に努めてきましたが、中央公民館は施設の老朽化により、耐震診断や設備の改修が必要となっています。
- 図書館は、施設運営の基本となる図書館資料の整備充実と、図書館サービスの充実を図るため、専門職員（司書等）の育成と確保を図る必要があります。また、施設の充実を図るため、磁気式無断持ち出し検知システムや閉架書庫の増設が必要となっています。
- 女性団体、青年団体などの社会教育団体の育成やリーダーバンク制度の整備による支援体制の充実に努め、町民の学習活動を支援してきましたが、今後も、生涯にわたる学習機会の拡充や情報の提供など、家庭・学校・地域の連携のもと、町全体で取り組む体制づくりが課題となっています。

基本方針

町民が生涯にわたり、自己を伸ばし生きがいを持って、充実した生活ができるよう、地域が一体となって、各世代のニーズに応じた総合的な生涯学習の推進に努めます。

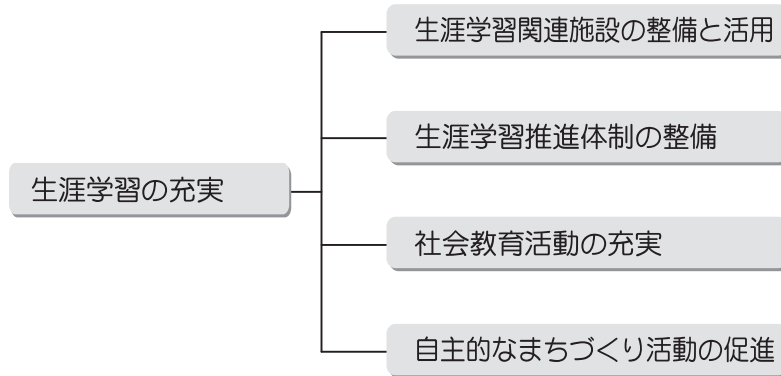
町立図書館利用状況

(単位:日,人,点)

年 度	開館日数		入館者数		利用者数		貸出点数	
	合計	月平均	合計	日平均	合計	日平均	合計	日平均
平成 14	268	22.3	127,987	477.6	50,126	187.0	234,373	874.5
15	279	23.3	134,862	483.4	50,302	180.3	239,790	859.5
16	269	22.4	127,642	474.5	48,149	179.0	227,102	844.2
17	269	22.4	117,693	437.5	44,027	163.7	210,547	782.7

資料:図書館要覧

施策の体系



主要施策

1. 生涯学習関連施設の整備と活用

- 中央公民館は、耐震診断の実施や設備の計画的な改修に努めるとともに、各種教室を開催し、成人教育の充実を図っていきます。
- 図書館は、県立図書館などとのネットワークによる連携・協力を進め、町民のニーズに応じた資料の収集・配置・保存に努めるとともに、貸出・館内サービスの充実に努めます。また、読み聞かせ会、ライブラリー・ミニシアター、各種展示会などの開催をはじめ、新たな企画内容の充実に努めます。さらに、これらの図書館サービスの充実と向上を担う、司書の育成と確保を図っていきます。

2. 生涯学習推進体制の整備

- 各世代における学習課題やニーズの的確な把握のもと、環境問題や国際化、情報化、高齢化などの現代的課題をはじめ、町の特性や課題をテーマにした学習機会の拡充に努めます。
- 「集落一学習」、「グループ学習」の実践を目指すとともに、学習グループの成果発表の場、町民の学習体験や啓発の場として、生涯学習イベントの充実を図ります。
- 多様化・高度化された学習ニーズに対応するため、県とオンライン化された生涯学習情報提供システムによる、町民が必要とする学習関連情報の提

供に努めます。

- リーダーバンクへの登録促進による、さまざまな分野の専門的知識や経験を持つ人材の確保に努めます。また、各種研修会・講習会等への派遣による、生涯学習に関する指導者の養成に努めます。
- 子どもが、さまざまな生活経験や社会経験を積むことができるよう、学校の完全週5日制に対応した、学校と地域社会が一体となった学習体制を目指します。

3. 社会教育活動の充実

- 社会教育活動を目的別・対象別に、学習要求の把握から活動の実践まで一貫した体系化を図ります。また、女性団体などの社会教育団体や自主的な学習グループの育成と活動の支援に努めるとともに、各団体間の連携による活動の活発化を図ります。

4. 自主的なまちづくり活動の促進

- 町民の自主性あふれた活力あるまちづくりを進めるため、各種活動を積極的に促し、薄れつつある地域連帯の向上に努めます。



絵手紙教室（生涯学習イベント）

第3節 地域文化の振興

現状と課題

- 文化協会や祭ばやし連合会の支援、芸術鑑賞の実施などによる伝統文化、芸術の振興に努めてきましたが、各種活動の指導者・後継者不足のほか、休止する団体が出るなどの問題も見られ、芸術・文化活動を支援する体制についても改善が必要となっています。また、文化団体の育成や町民の伝統文化、芸術にふれる機会の拡充など、より一層の芸術・文化活動の充実を図る必要があります。
- 文化財については、現在町内の指定文化財は42件が指定されていますが、今後も未指定文化財の町指定及び県指定への申請を推進するとともに、保存修理や史跡整備、普及活動など、より一層の文化財の保護に努める必要があります。
- 歴史民俗資料館では、企画展などの展示活動、講演会や講座などの普及活動、収蔵資料の活用を推進するための古文書などの資料目録作成など、今後も継続した活動を実施していく必要があります。

基本方針

豊かな郷土文化を創造するため、町民の自主的な芸術・文化活動を支援し、また芸術・文化にふれる機会の拡充を推進するとともに、先人の築いた歴史を後世に伝えるための文化財の保護・保存・活用などに努め、文化の薫るまちづくりを目指します。

歴史民俗資料館利用状況

(単位:人,日)

年 度	入館者数			開館日数	1日平均入館者数
	町内	町外	合計		
平成11	857	381	1,238	297	4.2
12	1,049	296	1,345	301	4.5
13	700	364	1,064	287	3.7
14	705	244	949	277	3.4
15	558	261	819	283	2.9
16	636	345	981	284	3.5
17	804	345	1,149	288	4.0

資料:歴史民俗資料館

指定文化財数

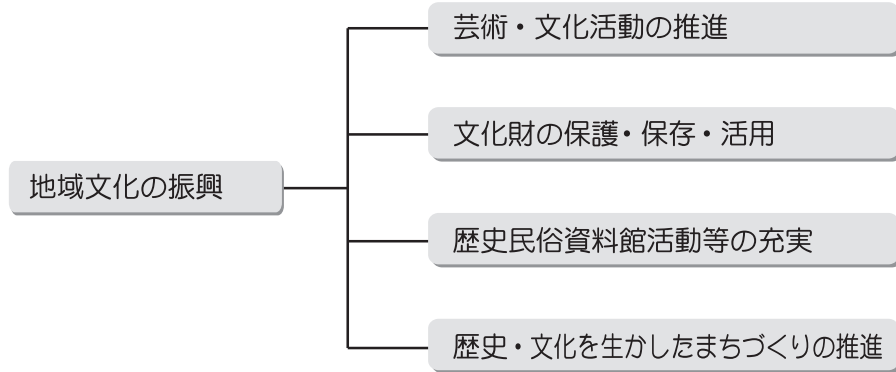
(単位:件)

指定区分	県	町	計
有形文化財	建造物	7	7
	絵画	5	5
	彫刻	11	12
	工芸品	2	2
	書籍	1	1
	古文書	3	3
記念物	古文書	5	5
	史跡	7	7
合 計	1	41	42

※平成18年3月31日現在

資料:歴史民俗資料館

施策の体系



主要施策

1. 芸術・文化活動の推進

- 芸術公演会や菊花展などの開催により、町民の芸術・文化にふれる機会や芸術・文化活動の成果を発表する場の拡充に努めます。
- 文化協会や祭ばやし連合会の支援とともに、夏まつりや秋まつりをはじめ、自主的な芸術・文化活動の活発化を図り、新たな文化の創造に努めます。また、研修会などを通じて、町民ニーズの多様化・高度化に対応できる指導者の育成に努めます。

2. 文化財の保護・保存・活用

- 文化財保護計画に基づき、指定文化財の保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財などの調査及び研究を推進し、新たな指定・整備・活用を図るなど、長期的展望に立った文化財の保護・保存・活用に努めます。
- 文化財愛護団体やボランティアなどを育成するとともに、広報啓発活動や各種講座の開催等に努め、町民の文化財に対する意識高揚を図ります。

3. 歴史民俗資料館活動等の充実

- 町の歴史や文化を後世に伝えていくために、企画展や常設展の開催をはじめ、各種刊行物の発行による情報提供、小中学校や近隣の資料館などと連携した展示活動の展開など、歴史資料や民俗資料の収集・整理・保存・活用を図ります。

- 講演会や学習会等の積極的な開催による学習機会の提供に努め、歴史民俗資料館を生涯学習の場として活用を図ります。
- 古文書等、地域の貴重な文書や公文書の記録資料を収集・保存・活用するため、文書館的機能の充実を図ります。

4. 歴史・文化を生かしたまちづくりの推進

- 生活文化など、町の地域資源をもう一度見直すことにより、いまだ埋もれている地域資源を発掘し、新たな活用を図ります。
- 歴史・文化遺産を最大限に活用したまちづくりの推進に努めます。
- 芸術・文化の振興による個性あるまちづくりの推進に努めます。



秋まつり

第4節 スポーツ・レクリエーション活動の充実

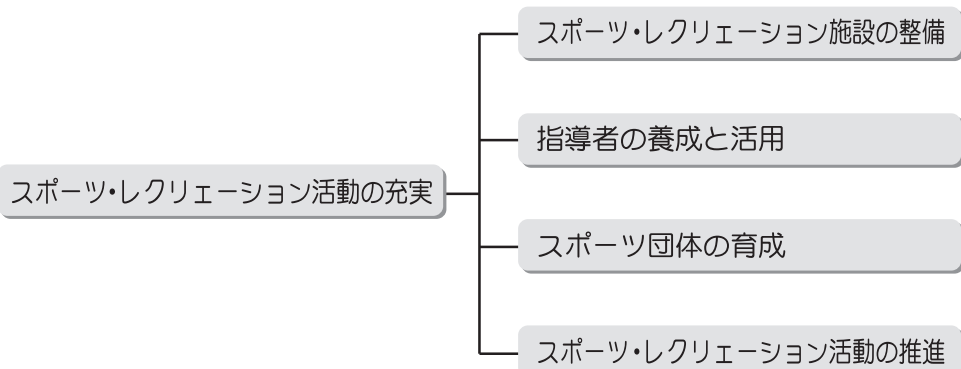
現状と課題

- 体育協会、スポーツ少年団をはじめとする各種スポーツ団体が活発に活動を展開してきましたが、今後は組織の自主的な運営が大きな課題となっています。
- 学校体育施設開放事業による施設利用については、ほぼ空きがない状況の利用があり、今後も地域の身近な体育施設として継続していく必要があります。
- 町民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、今後もスポーツ組織の団体や施設の整備、指導者の養成・確保、スポーツ情報の収集・提供などのスポーツ環境の整備充実を図る必要があります。
- 施設の老朽化等による維持管理上の問題が多く見受けられ、新たな対応を検討する必要があります。

基本方針

町民が皆、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加でき、健康づくりとともに町民同士の交流が深まるよう、さまざまなスポーツ・レクリエーション活動の場や機会の創出・提供に努めます。

施策の体系



主要施策**1. スポーツ・レクリエーション施設の整備**

- 既存施設の整備・改修とともに、各施設が町民にとって、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめ、交流の場となるよう、一体的管理運営体制の確立に努めます。

2. 指導者の養成と活用

- 研修会や講習会を通じて、スポーツ指導者の養成と人材確保に努めます。また、体育指導員等の積極的な活動を支援し、地域スポーツ活動の推進を図ります。

3. スポーツ団体の育成

- 体育協会、スポーツ少年団をはじめとする各種スポーツ関連組織の主体的な活動を支援するとともに、各団体の連携強化を図り、生涯スポーツの普及・振興を推進します。
- スポーツ少年団同士の交流を図り、多種目のスポーツを経験できる機会を提供します。
- 町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会を実現するため、総合型地域スポーツクラブ*1の育成を推進します。

4. スポーツ・レクリエーション活動の推進

- スポーツ大会やスポーツ教室の開催と、スポーツ・レクリエーションに関するさまざまな情報提供やPR活動を行い、町民のスポーツ・レクリエーションに対する関心を高め、愛好者の増大を図ります。
- 子どもとお年寄りが共に楽しめるニュースポーツ*2の普及を図るとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた世代間交流活動の推進に努めます。

*1 総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者までさまざまな人が参加でき、複数の種目や活動拠点となる施設などがあり、指導者を有し、地域住民が主体的に運営する総合的なスポーツクラブ

*2 ニュースポーツ：新しい理念のもとに行われ、さまざまな人が気軽に楽しめるスポーツ（パークゴルフ、ゲートボール、グラウンドゴルフなど）

第5節

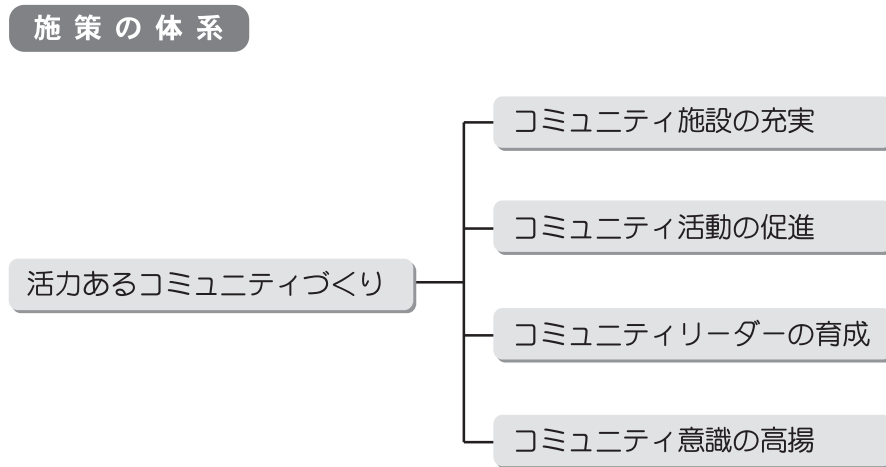
活力あるコミュニティづくり

現状と課題

- コミュニティ活動の原動力となるリーダー養成や地域コミュニティ活動の促進、コミュニティ施設の整備等に対する支援を行い、時代に即した集落コミュニティの形成に努めてきました。
- 集落によっては集落センター等、集会所の老朽化が進み、さまざまな活動を行ううえで支障が出ているほか、コミュニティ活動の停滞やマンネリ化なども一部で生じており、それらの対策が求められています。
- 国際化、高度情報化、少子高齢化などの社会環境の変化により、コミュニティ活動はより多様化・高度化されていくことが予想され、それらに対応できるコミュニティづくりが必要となっています。
- 今後は、町民の話し合いの場となる施設の整備や組織の充実に努めるとともに、町民一人ひとりのコミュニティ意識の啓発や集落一学習活動をより一層推進し、町民の自立と連帯に支えられた、活力あるまちづくりの推進が課題となっています。

基本方針

地域の連帯感を醸成し、農村集落に根ざす豊かな心を培い、主体性・創造性に富んだ地域活動を促進するための環境づくりに努め、町民の自立と連帯に支えられた、活力あるまちづくりを進めます。



主要施策

1. コミュニティ施設の充実

- ふれあい、話し合い活動の場となる集会施設や広場等の整備の支援とともに、自治宝くじ助成事業を活用し、祭用具等の整備の支援に努めます。

2. コミュニティ活動の促進

- 地域間の交流による組織活動の活性化、新しい時代の地域課題の解決に向けた集落の学習活動の推進など、創意と工夫による個性ある地域活動の積極的な支援に努めます。

3. コミュニティリーダーの育成

- 各種研修会の実施等により、地域に根ざし、時代の流れに対応した、熱意あるリーダーの育成に努めます。

4. コミュニティ意識の高揚

- コミュニティ活動の活性化のための情報提供や、住民組織によるコミュニティ情報誌の発行を支援し、町民のコミュニティ意識の高揚を図ります。

第6節 交流活動の推進

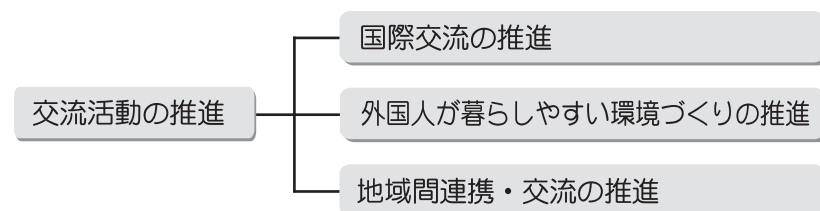
現状と課題

- 平成6年度より平成17年度まで、中学生を対象とした海外派遣事業を実施し、国際的視野を持った人材の育成を図ってきましたが、今後は新たな事業の検討により、国際感覚に富んだ人づくりや多様な交流の展開、さらには、昨今増加する外国人居住者に対応するための居住環境の整備に努め、国際的に開かれたまちづくりを推進していく必要があります。
- 昭和61年より実施してきた同名八千代交流事業は、他町の合併に伴い、平成16年度で終了しましたが、一部住民レベルでの交流は続いています。今後も住民主導による交流事業を支援していく必要があります。
- クラインガルテン八千代の整備や憩遊館の施設充実に努め、八千代グリーンビレッジを核とした都市農村交流事業を展開してきましたが、今後も、地元農家との連携を強化し、交流事業を通じて、町の活性化を推進する必要があります。
- 広域的な地域連携や交流は今後も重要な課題であり、地域資源を生かした、自主的で多様な交流活動を推進するとともに、新たな地域連携を検討していく必要があります。

基本方針

国際化をはじめ、まちづくりの広域化に対応したこれまでの各種交流活動を生かすとともに、人材の育成を通じた、多様な地域間交流や国際交流の展開を図り、活力ある開かれたまちづくりの推進に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 国際交流の推進

- 国際交流体制の整備など、国際交流の基盤づくりに努めます。
- 民間団体やボランティアの育成とともに、国際理解のための学習機会の拡充など、国際感覚豊かな人材の育成を図り、継続的な国際交流の推進に努めます。
- 国際協力についての理解促進に努めます。

2. 外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

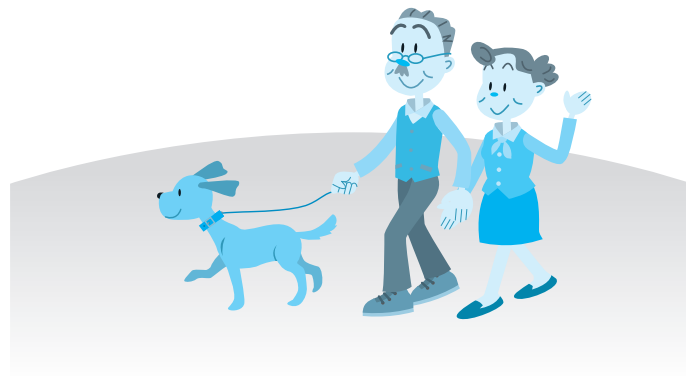
- 町に居住する外国人が活動しやすく、暮らしやすい環境づくりを目指し、外国語による情報提供、相談体制の充実などに努めます。

3. 地域間連携・交流の推進

- グリーンビレッジなど、地域資源を生かした都市農村交流を促進します。
- 生涯学習の一環として、教育・文化・スポーツなど、多様な分野における地域間交流の創出を図り、まちづくりに役立てていきます。
- 新たな地域連携の検討を行い、広域的な機能分担や相互協力を促進し、個性豊かな特色あるまちづくりの推進に努めます。

第4章 健康に満ち、人にやさしい福祉づくり

- 第1節 保健・医療の充実
- 第2節 社会保障の充実
- 第3節 地域福祉体制の整備
- 第4節 児童福祉、母子・父子福祉の充実
- 第5節 高齢者福祉の充実
- 第6節 障害者福祉の充実



第1節 保健・医療の充実

現状と課題

- 健康相談や生活習慣病予防の栄養指導の実施など、健康づくり支援体制の充実を図ってきました。また、母子保健の充実や成人・老人保健の充実にも努めてきました。
- 疾病構造が変化する昨今において、がんによる死亡率が平成元年から死亡原因の第1位を占め、心疾患や脳血管疾患なども上位を占めていることから、早期発見・早期治療とともに、予防のための健康づくりの充実が必要になっています。
- 少子高齢化が進行する中、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりなど母子保健の充実や、高齢者がはつらつと生活できるよう、老人保健の一層の充実が求められています。
- 町民一人ひとりが「自らの健康は自らがつくる」という意識の啓発に努め、若年期からの健康づくりと健康づくり運動を支援する諸環境の整備が重要な課題であるとともに、福祉・医療との連携を強化しながら、自主的な健康づくりに向けた取り組みをバックアップするため、「八千代町健康増進計画」を策定し、きめ細かな施策を推進する必要があります。
- 医療ニーズの多様化・高度化に対応すべく、町内及び近隣医療機関との連携、協力体制による保健・医療サービスの充実に努める必要があります。

基本方針

すべての町民が生涯を通じて健康でいきいきと生活できるよう、町民の健康意識の啓発、きめ細かで総合的な保健サービスの供給に努めます。また、医療ニーズの多様化・高度化に対応できるよう、医療体制の確立に努めます。

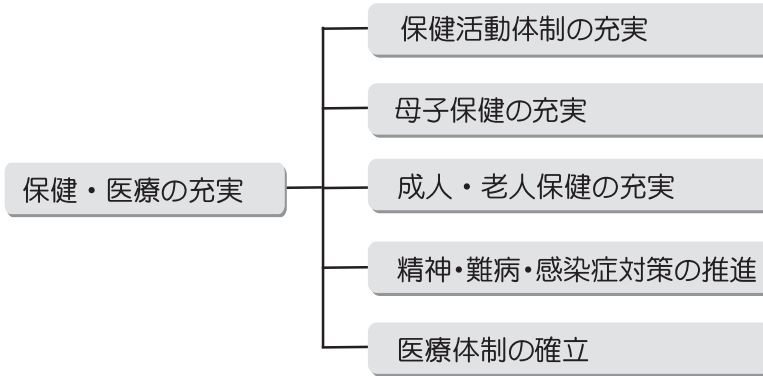
健康診査受診状況

(単位:人)

年 度	基本健康診査		4ヵ月児検診		1歳6ヵ月児検診		3歳児検診		2歳児歯科検診	
	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率
平成15	4,291	44.6	182	87.9	181	79.4	197	87.6	153	65.9
16	4,089	42.6	195	85.1	184	87.6	196	84.5	174	74.7
17	3,951	41.5	197	99.4	204	86.4	222	87.7	164	72.5

資料:福祉保健課

施策の体系



主要施策

1. 保健活動体制の充実

- 八千代町健康増進計画を策定し、相談・学習・検診機能の充実を図り、町民の健康意識の高揚と健康づくりの促進に努めます。
- 地域に密着した保健サービスを提供するため、保健師や栄養士などの保健従事者の確保と資質の向上を図ります。
- 健康データバンクにより、住民検診等のデータを蓄積し、健康相談活動への活用などを図り、多様化された町民の保健ニーズの対応に努めます。

2. 母子保健の充実

- 妊娠・出産・育児に関する不安の軽減を図り、母性・父性の育成に努めるなど、ライフステージにあわせた各種健診や予防接種など、健康づくりの支援をします。
- 子どもの心の健康のため、子育ての悩みを解消できる場の提供や母子保健推進員等の育成など、安心して楽しく子育てができるような環境づくりに努めます。
- 食育の啓発・普及を図り、食を通した子どもの健全育成に努めます。
- いのちの尊さを学ぶ機会の充実や喫煙・薬物乱用対策の推進など、思春期保健対策の充実を図ります。

3. 成人・老人保健の充実

- 『健康な65歳』を目指して、食事や運動など健康教育の充実による、生活習慣病予防に対する意識の啓発とともに、検診・相談事業による生活習慣改善・がん予防の推進に努めます。
- 寝たきり、認知症予防のための相談指導や機能回復訓練などの充実に努めます。
- 『活動的な80歳』を目指して、介護保険との連携を図り、介護予防の充実に努めます。
- 心の健康づくりのため、心の健康相談や啓発に努めます。

4. 精神・難病・感染症対策の推進

- 精神障害、難病患者の治療、社会復帰及び家族の支援のため、相談指導体制の強化、関係機関との連携によるネットワークづくりに努めます。
- 感染症対策については、各種予防接種の啓発や県指導のもと危機管理体制の充実を図ります。

5. 医療体制の確立

- 町内医療体制の確立に努め、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、近隣医療機関との連携や協力体制による、救急医療体制及び休日・夜間・災害時等の医療体制の強化に努めます。



第2節 社会保障の充実

現状と課題

- 国民健康保険は、高齢社会の進展、疾病構造の変化や医療水準の向上により、医療費は増加の一途をたどっています。特に、老人保健医療制度については、多受診や乱受診による財政の悪化が急速に進んでいます。このため、町民の健康意識のさらなる向上、保険料の収納率の向上や医療費の適正化など、国民健康保険事業の健全な運営が求められています。
- 医療給付については、妊産婦、乳幼児（未就学児）、母子世帯の母子、父子世帯の父子及び重度心身障害者等に対して医療費の一部を助成しています。これらの助成額も年々増加しておりますが、今後も効果的かつ安定的な医療福祉制度の運営に努める必要があります。
- 国民年金は、保険料の増額と将来にわたる年金制度の維持に対する不安から、未納者・未加入者の増加を招いており、年金制度の安定した運営のためには、未納者の解消や加入促進などを図ることが課題となっています。
- 低所得世帯は生活基盤が弱いため、生活の向上や自立を図るための支援が必要になります。今後は、高齢化の進展により、生活保護対象者の増加が予想されることから、相談体制の強化、経済的支援など生活保護制度の充実や民生委員をはじめとする地域の人々の連携による支援を図る必要があります。

基本方針

すべての町民が安心して生涯健康的に生活できるよう、国民健康保険制度、老人保健医療制度、医療福祉制度、国民年金制度、生活保護制度の適正な運営に努めます。

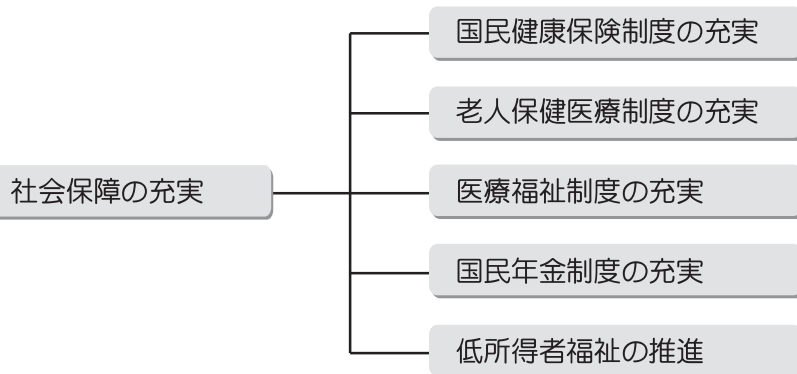
老人医療費支給状況

(単位:人、件、千円)

年 度	月平均 受給者	年 間			
		件 数	総 支 払 額	1 人 当 受 診 件 数	1 人 当 支 払 額
平成 14	3,793	90,730	2,356,655	23.92	621
15	3,623	92,850	2,210,519	25.63	610
16	3,450	86,986	2,272,018	25.21	659
17	3,287	82,620	2,296,561	25.14	699

資料:町民課

施策の体系



主要施策

1. 国民健康保険制度の充実

- レセプト点検、医療費通知、人間ドック検診の推進等の充実を図り、適正な受診指導とともに、町民の健康づくり意識の高揚による医療費の適正化に努めます。
- 保険税への理解、保険制度の周知徹底とともに、公平性が確保された適正な課税と収納率の向上を図り、適正な事業運営に努めます。

2. 老人保健医療制度の充実

- 老人保健医療事業の健全な運営を図るため、広報活動を充実し、制度の趣旨・内容の周知徹底と、多受診・乱受診の適正指導により医療費の適正化に努めます。
- 保健・福祉事業との連携を強化し、健康教室・健康相談・健康診断・機能訓練・訪問指導などを積極的に推進します。

3. 医療福祉制度の充実

- 小児疾病の早期発見・早期治療を図るため、乳幼児医療費を助成するとともに、妊娠時の早期受診・早期治療を図るため、妊産婦の医療費の負担軽減を図ります。
- 社会的・経済的に不安定な母子（父子）世帯に対して、医療費の負担軽減

を図ります。

- 重度心身障害者の医療の充実を図るため、医療費の助成を推進します。

4. 国民年金制度の充実

- 広報活動の推進により、町民の年金制度に対する理解を深め、20歳到達者や適用もれ者の加入促進、保険料未納者への納付勧奨に努めます。また、納付の困難な人への免除申請指導と年金相談の実施を図ります。

5. 低所得者福祉の推進

- 低所得者の生活の向上や自立を支援するため、関係機関や民生委員などとの連携を強化し、実態を的確に把握するとともに、相談・指導サービスの推進と各種貸付制度の適切な活用を図ります。

医療福祉費支給状況

(単位:人,件,千円)

年 度	総 額			乳 児		
	受給者数	受給件数	支払額	受給者数	受給件数	支払額
平成 14	1,601	23,829	137,819	221	3,123	12,331
15	1,715	25,533	150,740	227	2,923	9,449
16	1,705	25,062	125,703	225	3,189	8,127
17	2,466	29,700	166,585	195	2,675	7,052

年 度	幼 児			妊 産 婦		
	受給者数	受給件数	支払額	受給者数	受給件数	支払額
平成 14	436	6,811	13,600	119	760	3,774
15	435	7,041	10,159	120	896	5,358
16	424	6,753	9,454	115	747	3,860
17	1,202	11,494	17,263	111	735	5,739

* 17年10月より就学前まで該当

年 度	母子家庭の母子			父子家庭の父子		
	受給者数	受給件数	支払額	受給者数	受給件数	支払額
平成 14	294	2,543	6,924	34	226	658
15	357	2,717	6,576	58	234	1,410
16	372	3,056	6,675	57	358	864
17	379	3,242	7,383	59	336	2,186

年 度	重度心身障害者			65歳以上重度心身障害者		
	受給者数	受給件数	支払額	受給者数	受給件数	支払額
平成 14	210	4,488	72,362	287	5,878	28,170
15	214	4,606	71,140	304	7,116	46,648
16	211	4,150	62,059	301	6,809	34,664
17	216	4,047	79,565	304	7,171	47,397

資料:町民課

第3節 地域福祉体制の整備

現状と課題

- 「安心して生活ができる地域社会の創造」を目的として、社会福祉関係団体や民生委員などとの協力体制のもと、援護を要する老人・母子(父子)・低所得者への更生援助に努めるとともに、ひとり暮らし老人対策や障害者対策として、きめ細かな事業を展開してきました。
- 社会福祉協議会については、心配ごと相談所の開設など、福祉事業を積極的に展開し、在宅福祉サービスの充実強化を図ってきました。ボランティアの育成については、平成11年度に13団体の加盟による、ボランティア連絡協議会を設立し、「いつでも、どこでも、誰もが」参加できる体制を確立しました。
- 今後は、高齢化のさらなる進行など、本町の福祉ニーズは量・質ともに増大することが予想されることから、福祉と医療・保健の連携に基づく専門的な対応の強化、在宅福祉サービス体制の拠点としての総合福祉センターの整備などが必要となっています。
- これからの地域福祉には、町民の地域福祉活動への参加・協力が求められることから、地域連帯を確立することが課題となっています。

基本方針

すべての町民が長寿を喜び合い、住み慣れた地域で住み続けられるよう、共に支えあう地域福祉社会づくりを目指します。

ホームヘルパー活動状況

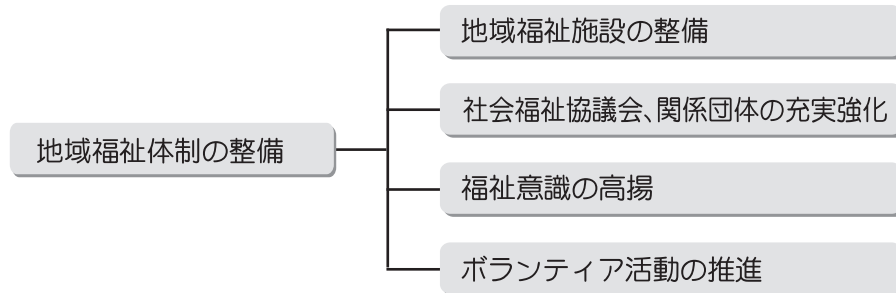
(単位:人,件)

年度	ホームヘルパー数	派遣世帯数		訪問件数	
		身体障害者	老人	身体障害者	老人
平成 13	3	6	8	136	213
14	3	2	6	53	247
15	2	—	7	—	187
16	2	—	6	—	148
17	2	—	10	—	559

※支援費・介護保険該当者は除く

資料:社会福祉協議会

施策の体系



主要施策

1. 地域福祉施設の整備

- 総合福祉センターや地域福祉施設について、町民参画のもとに検討を図り、整備を推進します。

2. 社会福祉協議会、関係団体の充実強化

- 地域福祉の中核である社会福祉協議会の組織強化とともに、民生委員や社会福祉関係団体の育成・援助による充実を図り、福祉活動の積極的な推進に努めます。

3. 福祉意識の高揚

- 地域福祉に対する知識の普及を図るため、広報活動の推進や各種研修、講座等の充実に努めます。
- 町内の小学校、中学校、高校を対象としたボランティア活動の実践など、体験学習による社会連帯精神の育成に努めます。

4. ボランティア活動の推進

- 情報紙の発行や研修会の開催により、地域住民のボランティア活動への理解と関心を深めるとともに、リーダーの育成、町内団体の連携強化を図り、地域ぐるみでの自主的な福祉活動の展開を図ります。

第4節 児童福祉、母子・父子福祉の充実

現状と課題

- 少子化による児童数の減少、核家族化の進展や女性の社会進出の増加による家庭での子育て機能の低下など、児童や家庭を取り巻く環境は著しく変化してきています。また、保育に対するニーズは、低年齢化、長時間化など、今後より一層複雑化・多様化することが予想されます。
- 保育所における保育の実施や一時保育、延長保育、放課後児童クラブ、児童手当の支給など児童の育成のための支援を行ってきました。また、子育て支援や少子化問題への取り組みとして「八千代町次世代育成支援対策行動計画」を策定しました。
- “未来の八千代町”を担う児童が心身ともに健全に育成されるよう、子育て支援や保育に対するニーズの複雑化・多様化への対応が課題となっており、「八千代町次世代育成支援対策地域協議会」において実施状況の検証を行い、計画を推進していく必要があります。
- 社会構造の変化により、母子世帯は増加する傾向にあります。こうした家庭では、社会的・経済的・精神的に不安定な世帯が多くなっているため、自立促進と生活安定への支援が必要となっています。

基本方針

少子化が進行する中で、明日を担う児童が心身ともに健全に育成されるために、地域全体の気運の醸成や意識の啓発活動を行うとともに、保育所や幼稚園をはじめ、関係機関や地域社会が一体となった子育て支援に努めます。

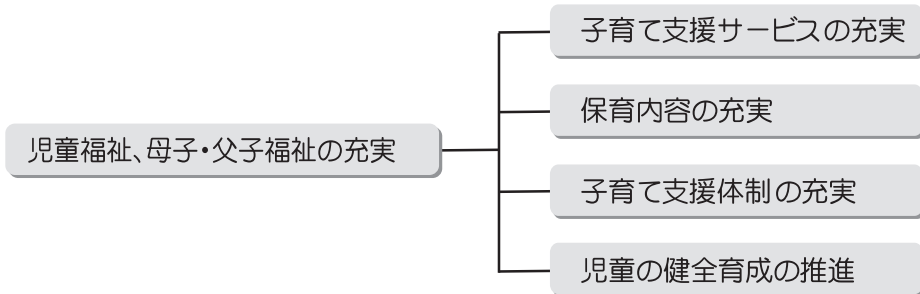
保育所の推移

各年5月1日現在 (単位:人)

年 度	保育所数	保育士数	入所児童数			0~5歳 人員(B)	入所率(%) (A) / (B)
			(A)計	町内	町外		
平成13	4	41	318	298	20	1,428	22.3
14	5	45	323	309	14	1,387	23.3
15	5	51	336	317	19	1,380	24.3
16	5	48	332	315	17	1,402	23.7
17	5	50	323	310	13	1,396	23.1
18	5	48	315	295	20	1,317	23.9

資料:福祉保健課

施策の体系



主要施策

1. 子育て支援サービスの充実

- 一時保育や放課後児童クラブ、預かり保育など、保育園・幼稚園での子育て支援の充実に努めます。
- 子育ての悩みや不安を解消するため、保育所、幼稚園、関係機関、児童委員等と連携を図りながら、相談・指導体制の強化に努めます。
- 子育てサポーター制度^{*1}の活用により、家庭での育児に対する相互援助活動を支援します。

2. 保育内容の充実

- 低年齢児保育、延長保育、一時保育、障害児保育の充実など、多様化する保育ニーズに的確に対応するとともに、行政と保育所の連携強化を図ります。

3. 子育て支援体制の充実

- 児童手当の支給や医療費の助成、幼稚園就園奨励費補助など、子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。
- 児童扶養手当の支給や相談活動など、母子世帯等に対する支援とともに、母子世帯の経済的自立を促進するため、関係機関との連携を図り、就労機会の拡充等に努めます。
- 障害児手当の支給など、障害のある子どもを持つ家庭に対する支援の充実に努めます。

*1 子育てサポーター制度：育児の援助が必要な人(利用会員)と、育児の援助ができる人(協力会員)が会員登録し、利用会員からの依頼に応じて協力会員を紹介する事業

- 要保護児童の適切な保護を図るため「八千代町要保護児童対策地域協議会」を設置し、保育所、幼稚園、関係機関、児童委員等と連携を図りながら、相談・指導体制の強化に努めます。

4. 児童の健全育成の推進

- 学校・地域・家庭の連携を促進し、学習機会の充実や家庭教育の推進など、地域における子育て支援環境づくりに努めます。
- 適応指導教室により、不登校など学校不適応傾向の児童生徒への適応指導、保護者への相談体制の充実を図ります。
- 学校、各地区の公園、体育館の活用など、子どもが身近で楽しくのびのびと遊べる場所の確保に努めます。
- 広報活動やイベントなどを通じて、地域全体での子育て支援意識の高揚に努めます。
- 療育については、相談体制の充実、自立環境の促進などを図ります。



あそびの広場

第5節 高齢者福祉の充実

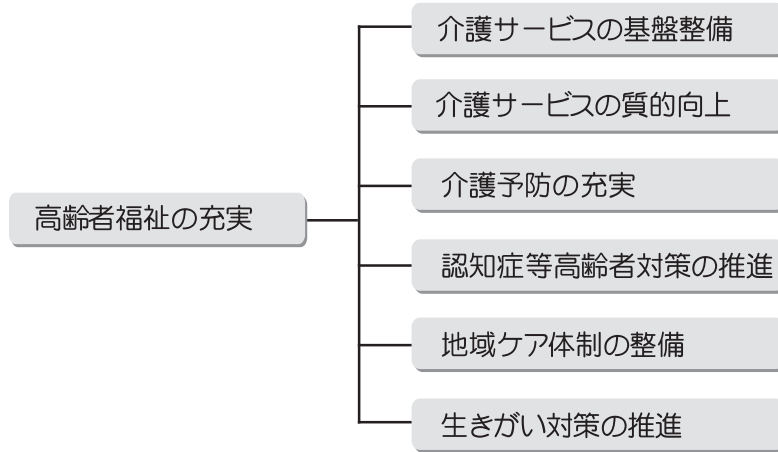
現状と課題

- 本町における高齢者の割合は、平成18年4月現在で21.47%となっており、近隣市町と比較して高い数値となっています。
- これまで、高齢者がいつまでも元気で、活力に満ちた健康な生活を送ることができるよう、社会福祉協議会等の関係機関・団体との連携のもと、ホームヘルプサービス事業など寝たきり老人やひとり暮らし老人の援護、または高齢者を抱える家族の身体的・精神的負担の軽減などとともに、高齢者の社会参加の促進に努めてきました。
- 介護の長期化、核家族化の進行や扶養意識の変化など、家庭の介護機能が低下し、介護をする家族の心身の負担は非常に重くなってきているなど、高齢者を取り巻く環境は大きく変化してきています。
- 平成12年4月に施行された介護保険法が平成17年に改正され、介護保険事業との有機的な連携のもと、高齢者が生きがいを持って自立し、安心して生活できる地域社会の創造を目的とした、老人保健福祉計画（介護保険事業計画）を平成18年3月に策定しました。
- 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上と福祉の推進を包括的に支援するため、地域包括支援センターを設立し、総合的な施策を推進する必要があります。
- 高齢化社会の進展により、高齢者が充実した高齢期を送るために、心身両面から健康の維持・増進を図り、健康寿命の延伸が重要な課題となっています。特に、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、要介護状態になることや要介護状態の悪化をできるだけ防止することが、これまで以上に重要となっています。

基本方針

高齢者が心身ともに健康で、いきいきと生きがいを持ち、自立して人生を送ることができるよう、総合的な取り組みのもと、高齢者福祉の充実に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 介護サービスの基盤整備

- 在宅サービスの充実・整備を基本として、高齢者の選択に基づき、適切な保健・医療サービスや福祉サービスが、さまざまな事業者や施設から総合的かつ効果的に提供できるよう介護サービスの基盤整備を推進します。
- 要介護・要支援認定者に対する情報提供、相談指導、苦情処理体制の充実に努めます。
- 広報活動などにより、介護保険制度に対する町民の意識の高揚に努めます。

2. 介護サービスの質的向上

- ホームヘルパーや看護師など、サービスの専門性を踏まえた資質向上のための養成研修体制の整備を推進します。
- 施設サービスの充実や施設における生活環境の整備を推進します。
- 事業効果を評価し効果的な事業展開を図るなど、老人保健サービスの質の向上に努めます。
- 介護サービスに関する情報の提供や評価事業の普及、利用者からの苦情への対応など、介護サービスの質の確保に努めます。

3. 介護予防の充実

- 要支援・要介護状態になることを防止するため、地域包括支援センター体

制の確立、介護予防事業提供者の適切な育成に努めるなど、介護予防の取り組みを推進します。

- 機能訓練、訪問指導などの老人保健サービスや若年層からの健康づくり対策を推進するとともに、ひとり暮らし老人への生活支援など、老人福祉サービスの充実を図ります。

4. 認知症等高齢者対策の推進

- 認知症高齢者が、尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して生活ができるよう、関係機関との連携による体制整備を推進します。
- 高齢者の虐待防止、権利擁護などの啓発と、地域包括支援センターなど窓口相談や通報への迅速な対応に努めます。
- 心の健康づくりのため、心の健康相談や啓発に努めます。

5. 地域ケア体制の整備

- 高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・生涯学習など、さまざまな分野の地域資源を幅広く活用し、専門職だけでなくボランティアなどの地域住民も参加した地域ケア体制の整備を推進します。
- 地域包括支援センターを設置し、総合的な指導・相談体制の整備を図るとともに、介護予防など健康づくりを推進します。

6. 生きがい対策の推進

- 老人クラブについては、加入の促進をはじめ、高齢社会のリーダーとなる指導者の育成、さらに老人クラブ間の交流などを通じて活性化を図ります。
- 文化・スポーツ・レクリエーション活動、世代間交流活動などの充実を図るため、既存グループ活動の支援をはじめ、新たな小サークルなどの創出を積極的に支援します。
- 高齢者が自らの知識や技能を生かし、充実した生活が送れるよう、関係機関と連携を図りながら、就労の場の確保やボランティア活動などへの参加を促進します。
- 生きがい農園や農産物直売施設の設置と体制の整備を推進します。
- 豊富な知識や経験を生かし、総合的な学習の時間や生涯学習活動における講師として活躍できるよう、リーダークバンクの登録・活用を推進します。

第6節 障害者福祉の充実

現状と課題

- 相談指導、スポーツ・レクリエーション活動の推進や心身障害児通園事業等を行い、障害者の自立と社会参加に努めるとともに、更生医療や日常生活用具の給付、各種手当の支給など経済的支援のほか、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付などの援護事務を推進してきました。
- 平成14年度に精神保健福祉業務が県から委譲され、従来、身体障害、知的障害、精神障害と種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことにより、体制の整備充実と福祉サービスの向上が求められています。
- ノーマライゼーション*1の理念の下、平成15年4月より支援費制度*2が施行され、本町では、平成15年3月に策定した八千代町障害者プランに基づき、障害者福祉の充実に努めてきました。
- 今後は、障害者自立支援法や「八千代町障害福祉計画」に基づき、障害者の生活支援に対するサービスの充実を図ることが重要な課題となっています。

基本方針

障害者が地域社会の中で家族とともに安心して、いきいきとした生活を送れるよう、ハード・ソフト両面からの取り組みを図り、障害者にとって住みよいまちづくりに努めます。

身体障害者手帳交付状況

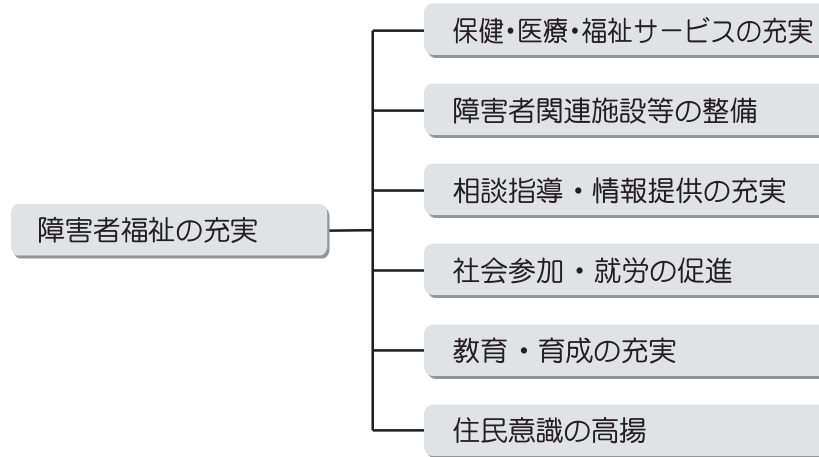
(単位:人)

年 度	総 数	視 覚	聴覚言語 等	肢 体	内 部
平成 13	895	98	118	492	187
14	991	99	159	549	184
15	850	77	122	460	191
16	862	76	113	470	203
17	855	71	113	469	202

資料:福祉保健課

*1 ノーマライゼーション:障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる生活が普通であるという考え方
*2 支援費制度:障害者が自らサービスを選択し、契約に基づきサービスを利用する仕組み

施策の体系



主要施策

1. 保健・医療・福祉サービスの充実

- 機能訓練など、リハビリテーションの実施・相談体制の強化を図ります。
- 精神障害者や家族などの相談やディケアの推進など、精神障害者の支援充実に努めます。
- 障害者自立支援法に基づく福祉サービスを推進するため、情報の提供やケアマネージャーの養成、サービス事業者の確保に努めます。
- 補装具の交付や日常生活用具の給付、各種手当の支給など、福祉事業の充実とともに、保健・医療・福祉の連携による複合的なサービスの充実に努めます。
- 障害の発生予防と早期発見、早期療育を図るとともに、交通事故などの中途障害の発生防止に努めます。

2. 障害者関連施設等の整備

- 障害の種類・状態・能力・適性等に応じた訓練の場や施設の整備とともに、公共施設などについては、高齢者や障害者が利用しやすい構造に整備・改善し、生活空間のバリアフリー化に努めます。

3. 相談指導・情報提供の充実

- 障害者の生活実態やニーズを把握し、障害者相談員、民生委員との連携強

化による障害者の立場に立った相談指導の充実を図るとともに、障害者が必要とする、きめ細かな情報の収集・提供に努めます。

4. 社会参加・就労の促進

- 障害者の職業的自立を図るため、個人の特性に応じた職業能力開発機会の充実に努めるとともに、民間事業所等との連携により、障害者の雇用の促進に努めます。
- 下妻地方共同作業所^{*1}の運営を支援するとともに、新規施設への支援を図り、就労の場の確保に努めます。
- 障害者が生きがいのある生活を送れるよう、生涯学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、健常者との交流活動の積極的な推進に努めます。

5. 教育・育成の充実

- 乳幼児健診の充実など、障害の早期発見に努めるとともに、発達相談の実施、乳幼児療育の充実、障害児保育の促進に努めます。
- 保護者との連絡を密にし、適正な就学指導と教育相談体制の充実を図るとともに、福祉教育や交流教育を推進します。

6. 住民意識の高揚

- 広報活動や福祉教育の推進を図り、障害者問題に対する正しい理解と協力とともに、福祉活動への積極的な参加を呼びかけます。

*1 下妻地方共同作業所：在宅の精神に障害のある人が、軽作業をするなど仕事に就けるような訓練をしたり、同じ悩みを持つ者同士が励ましあったりしながら社会復帰を目指す施設。常総市本石下に、地域の家族会などが主体となって設置・運営をしている。

第5章 協働・共創のまちづくり

第1節 町民参加の促進

第2節 男女のパートナーシップの確立

第3節 広域行政の推進

第4節 計画的な行財政運営の推進



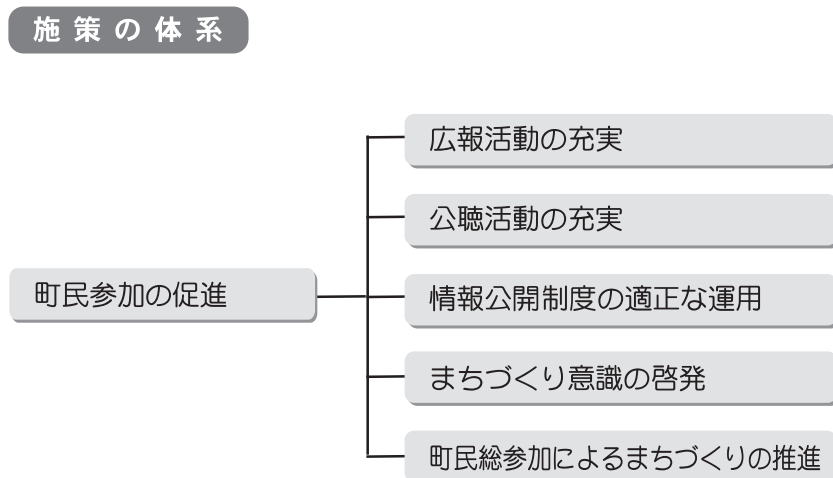
第1節 町民参加の促進

現状と課題

- 地方分権社会の到来により、地域は自立性や独自性を持ってまちづくりを進めていくことが求められています。また、町民の行政に対するニーズも高度化・多様化してきていることから、これからのまちづくりを進めるにあたっては、町民の行政への参加・協力が不可欠になります。町民と行政とのパートナーシップのもと、共に地域を創りあげていく体制を確立することが求められています。
- 「広報やちよ」や「お知らせ版」の発行など、町民に対する情報提供を行ってきましたが、今後は、広報内容の充実とインターネットによる広報活動の充実を図る必要があります。
- 町民との対話と協調の行政を推進するため、行政区懇談会や「宅配きらり塾」、「ふれあいミーティング」、「町長へのメール」を実施してきましたが、より一層の機会の拡充を図るとともに、町民の声を町政運営に反映していく体制強化も求められています。
- 町民と行政との「共創」を実現するために、町民が地域や行政の情報を共有することが重要であり、積極的に情報公開を推進するとともに、個人情報の適正な管理に努めることが求められています。

基本方針

自立的、個性的なまちづくりを実現するため、町民総参加による、町民の持つパワーを最大限に発揮した、行政とのパートナーシップ体制の確立に努めます。



主要施策

1. 広報活動の充実

- 広報紙は見やすく、親しみの持てるよう、企画や取材体制を強化し、内容充実に努めます。
- 防災無線による行政情報の提供を推進します。
- インターネットを活用した広報活動の展開を検討していきます。
- 広報活動業務に町民の参加などを検討していきます。

2. 公聴活動の充実

- 行政区懇談会や対話集会の実施をさらに推進し、町民と行政の対話や協調の機会拡充を図るとともに、町民から出た意見や要望をより一層迅速に、そして的確に町政運営に反映していく体制づくりに努めます。

3. 情報公開制度の適正な運用

- 町民の知る権利を保障し、町政への参画を促進するため、情報公開条例に基づく情報公開を推進するとともに、個人情報保護条例に基づき個人情報の適正管理に努めます。

4. まちづくり意識の啓発

- 町民と行政がまちづくりの現状を踏まえ、今後の方向性を共に考えていくことができるよう、広報活動の推進をはじめ、生涯学習におけるまちづくり講座の開設など、あらゆる機会を通じた情報提供や意識啓発に努めます。
- 町民が「自らのまちは自らでつくる」という協働・共創の意識を促進するため、町の各種計画づくりや施設運営などへの町民の参画機会の拡充を図ります。

5. 町民総参加によるまちづくりの推進

- 町民の持つパワーを最大限に引き出し、自立的、個性的なまちづくりを進めていくため、若者の持つバイタリティ、女性の持つ豊かな発想、高齢者の持つ豊富な知識と経験を存分に活用していきます。

第2節 男女のパートナーシップの確立

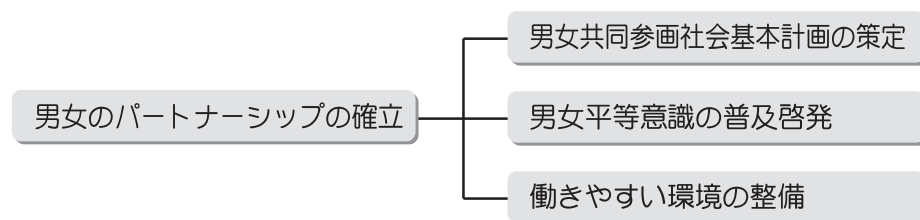
現状と課題

- 女性の高学歴化や家事の省力化など、女性の意識やライフスタイルの変化、さらに女性を取り巻く社会・経済構造の変化などによって、さまざまな形で女性の社会進出が進み、社会全体に対する女性の役割は大きくなっています。しかし、一方では固定的な男女の役割分担意識が根強く残っており、女性の自立を妨げています。
- 少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等の急速な社会情勢の変化に柔軟に対応していくうえで、男女のより良いパートナーシップの確立による、男女共同参画社会の実現は緊急の課題となっております。
- 本町では、女性団体による啓発活動や、各種セミナー等への参加を推進してきましたが、今後においては、社会のあらゆる分野に男女が共同して参加できるように、男女平等意識の啓発を推進し、女性の社会参加を促進するとともに、誰もがいきいきと活躍することができる環境づくりが必要となっております。

基本方針

職場・地域・家庭など社会のあらゆる分野で、お互いの人権を尊重し、個性を認めあい、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を目指し、男女のより良いパートナーシップの確立に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 男女共同参画社会基本計画の策定

- 男女共同参画社会基本計画を策定し、共に責任を担うことができる地域づくりと介護や子育てのしやすい環境づくりに努めます。
- 各種審議会、委員会への積極的な参加を推進するとともに、地域コミュニティ活動への参加を促進します。
- 女性の地域活動、ボランティア活動への参加を促進するため、リーダーの育成に努めます。

2. 男女平等意識の普及啓発

- 地域社会・家庭・職場などにおける男女平等意識の向上と相互理解を図るため、講演会の開催や広報等を活用した啓発活動を推進します。
- 女性自らの自覚と社会的自立意識の向上を図るため、学習会等の開催による研修を推進します。

3. 働きやすい環境の整備

- 育児教室や料理教室の開催など家庭教育の充実を図り、家庭における男女共同参画社会を促進します。
- 農業における女性の主体的な経営参画を図るため、技術・知識の習得や家族経営協定の締結を推進します。
- 保育内容の充実や各種福祉サービスの向上を図り、働く女性のための環境づくりに積極的に取り組みます。

第3節 広域行政の推進

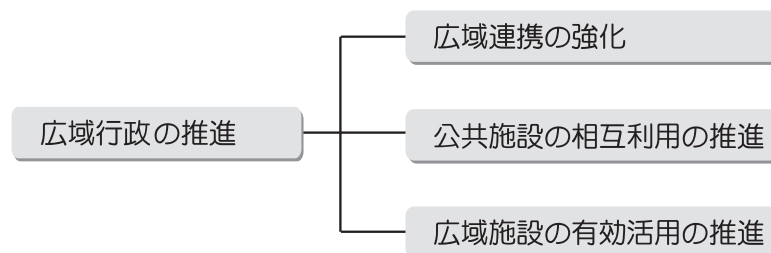
現状と課題

- 茨城西南地方広域市町村圏事務組合においては、消防・防災体制の充実を図るとともに、緊急医療体制の充実や養護老人ホームの改築による福祉の充実に努めています。
- 下妻地方広域事務組合で整備されたクリーンポート・きぬ、ヘキサホール・きぬ、フィットネスパーク・きぬなどの広域施設については、今後も有効活用を図る必要があります。
- 鬼怒小貝流域下水道事業は、平成17年度に一部供用開始となりましたが、今後も計画的に整備を進めていく必要があります。
- 周辺市町村が合併をした状況で、当面、単独自立のまちづくりを選択した当町においては、周辺自治体や圏域外とのより一層の連携強化が求められています。

基本方針

町民の生活行動範囲や社会経済活動範囲の広域化、行政ニーズの多様化などによる新たな行政課題の増加に対応した効率的な行政運営を図るため、国や県をはじめ、地域間交流の促進や合併をも視野に入れた近隣市町との連携強化に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 広域連携の強化

- 行政課題への広域的対応を図るため、茨城西南地方広域市町村圏事務組合・下妻地方広域事務組合の関係市町をはじめ、国・県との連携を強化します。
- 各種研究会や協議会の積極的な参加により、広域的な事業の充実を図ります。
- 鬼怒小貝流域下水道事業については、関係市との連携を強化し、事業の早期完成を要請していきます。
- 茨城県市町村合併推進要綱及び近隣市町の動向を踏まえながら、中長期的な視点により、市町村合併の可能性を検討します。

2. 公共施設の相互利用の推進

- 各市町村が整備した施設の相互利用を図り、ネットワークシステムの整備による広域的な施設利用の促進に努めます。

3. 広域施設の有効活用の推進

- 町民に対するPR活動の促進などにより、広域事務組合で整備されたスポーツ・福祉施設の有効活用を図りながら、地域間交流を促進していきます。



クリーンパークきぬ

第4節 計画的な行財政運営の推進

現状と課題

- 当面、単独自立のまちづくりを選択した本町は、平成17年に策定した行財政集中改革プランに基づき、組織機構の再編、事務事業の見直し、財政運営の健全化に取り組んでいます。
- 町財政の歳入面では、国の「三位一体の改革」による国庫補助負担金・地方交付税の改革に伴い、税の移譲は行なわれますが、地方交付税はますます減少することが予想され、増収は期待できない状況にあり、税の徴収率の向上と新たな財源確保の検討などが重要になっています。
- 歳出面では、財政硬直化の進行及び基金の枯渇により、地域経済活動や社会の変化に伴う行政需要に応えることが困難な状況にあり、徹底した歳出の見直しによる健全財政の構築が急務となっています。
- 町民に対しても財政状況をわかりやすく公表し、理解促進を図っていくことが必要です。

基本方針

地方分権の進展やさまざまな社会動向の変化に伴う新たな行政課題への対応を図るため、八千代町行財政集中改革プランに基づき、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう効率性を重視した、先見性と主体性のある持続可能な行財政づくりに努めます。

施策の体系



主要施策

<行政運営>

1. 行政事務の効率化

- 事務事業の簡素・効率化を図るため、事務事業の見直しや統廃合を図るとともに、民間委託の導入も考慮に入れ、総合的な対応を図ります。
- 行政情報化推進計画に基づき、行政の情報化を総合的・計画的に推進します。

2. 住民サービスの向上

- 住民基本台帳のネットワークシステムや電子申請・届出システムなどの有効活用を推進するとともにセキュリティポリシー*1に基づく個人情報の保護に努めます。

3. マルチメディア活用の推進

- インターネットなどの新しい情報通信メディアの活用による、地域情報発信機能の強化に努めます。

*1 セキュリティポリシー：企業全体の情報セキュリティに関する基本方針

＜財政運営＞

1. 財源の確保

- 課税対象の的確な把握と、PR活動の積極的な推進による町民の納税意識の高揚を図り、収納率の向上に努めます。
- 町税・地方交付税などの確保とともに、国・県の各種補助制度や町債の効率的な活用を図ります。
- 受益者負担の原則に基づき、町民の理解と協力のもと使用料・手数料等の適正化に努めます。
- 地場産業の振興や新産業創出の推進により、自主財源の確保や新たな財源創出に努めます。
- 未利用財産については、処分も含め活用策を検討し、財源の確保に努めます。
- 広報紙やホームページ等に有料広告を掲載し、地域企業の活性化を図るとともに、自主財源の確保に努めます。

2. 計画的・効率的な財政運営

- 事務事業の見直しを図り、経常的経費の節減に努めるとともに、町単独補助金制度の見直しを検討していきます。
- 事務事業評価システムの導入を行い、基本計画―実施計画―予算編成といった財政運営のルールを基本に、事業の重要度・優先度・緊急度を明確にし、民間委託の積極的な活用を図りながら、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、計画的・合理的な財政運営に努めます。

＜組織機構＞

1. 組織機構の再編

- 住民ニーズの高度化・多様化に対応し、各種施策や事業を効率的に進めていくため、組織機構の再編を行うとともに、プロジェクトチームの活用など、弾力的・機動的な組織の運営に努めます。

2. 人事管理の適正化

- 最少の人員で最大の効果を上げることができるよう、適正な人員の配置に努めます。
- 町民により良いサービスを提供できるよう、適材適所による人材配置に努

めるとともに、職場環境を改善し、明るく働きやすい職場づくりを目指します。

- 地方分権や多様化する住民ニーズなどに対応するため、職員の資質向上と能力開発を目指した研修の実施とともに、自主的な研修意欲を生み出す職場環境の形成に努めます。
- 町民に信頼され、豊かな発想と優れた事務処理能力を持った職員の育成、意識の改革、職員給与の適正化を図るため、人事評価制度の構築に努めます。

年度別一般会計歳入歳出決算額

(単位:千円)

年 度	歳入総額	歳出総額	差引額	標 準 財政規模	財政力 指 数
昭和 50	1,901,104	1,880,448	20,656	1,129,700	0.25
55	3,135,417	3,046,438	88,979	1,948,900	0.37
60	3,922,595	3,797,095	125,500	2,652,515	0.45
平成 2	6,093,606	5,633,770	459,836	4,195,240	0.46
7	7,968,102	7,624,732	343,370	5,117,622	0.46
12	7,958,315	7,577,853	380,462	5,637,083	0.43
15	8,390,288	7,863,400	526,888	4,870,693	0.45
16	9,252,595	8,851,428	401,167	4,758,396	0.47
17	9,138,396	8,657,273	481,123	4,813,433	0.49

資料:企画財政課

一般会計歳入歳出決算額

平成17年度

(単位:千円)

歳 入	決 算 額	歳 出	決 算 額
町税	2,217,304	議会費	115,831
地方譲与税	286,108	総務費	3,063,664
利子割交付金	10,423	民生費	1,529,679
配当割交付金	5,021	衛生費	729,674
地方消費税交付金	191,086	労働費	182
株式等譲渡所得割交付金	7,312	農林業費	627,785
ゴルフ場利用税交付金	2,162	商工費	34,066
自動車取得税交付金	85,307	土木費	785,132
地方特例交付金	55,128	消防費	359,672
地方交付税	2,113,079	教育費	866,453
交通安全対特別交付金	3,036	災害復旧費	—
分担金及び負担金	84,545	公債費	545,135
使用料及び手数料	34,229	諸支出金	—
国庫支出金	346,508	予備費	—
県支出金	338,469		
財産収入	117,037		
寄附金	—		
繰入金	1,320,000		
繰越金	401,167		
諸収入	212,275		
町債	1,308,200		
合 計	9,138,396	合 計	8,657,273

資料:企画財政課